

第七十七回国
参議院
文教委員会
會議録
第三号

昭和五十一年二月十二日(木曜日)
午前十時七分開会

出席者は左のとおり。

委員長
理事

委員

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------|---------|----------|-----------------|------------------|----------|--------|---------|--------|--------|--------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|-------|
| 山崎 竜男君 | 有田 一寿君 | 内藤 三郎君 | 久保 亘君 | 小巻 敏雄君 | 久保田 藤磨君 | 山東 昭子君 | 志村 愛子君 | 高橋 登富君 | 藤井 丙午君 | 小野 明君 | 鈴木 美枝子君 | 松永 忠二君 | 宮之原 貞光君 | 内田 善利君 | 白木 義一郎君 | 須藤 五郎君 | 中沢 伊登子君 | 永井 道雄君 | 文部 大臣 | | | | | | | | |
| 人事院事務総局
給与局長 | 文部 政務次官 | 文部 大臣官房長 | 文部 大臣官房会
計課長 | 文部 省初等中等
教育局長 | 文部 省大学局長 | 諸沢 正道君 | 佐野 文一郎君 | 山崎 竜男君 | 有田 一寿君 | 内藤 三郎君 | 久保 亘君 | 小巻 敏雄君 | 久保田 藤磨君 | 山東 昭子君 | 志村 愛子君 | 高橋 登富君 | 藤井 丙午君 | 小野 明君 | 鈴木 美枝子君 | 松永 忠二君 | 宮之原 貞光君 | 内田 善利君 | 白木 義一郎君 | 須藤 五郎君 | 中沢 伊登子君 | 永井 道雄君 | 文部 大臣 |

文化庁次長 今村 武俊君
事務局側
常任委員会専門 員 瀧 嘉衛君

本日の会議に付した案件

○教育、文化及び学術に関する調査
(文教行政の基本施策に関する件)
(昭和五十一年度文部省関係予算に関する件)
(主任制度問題に関する件)

○委員派遣承認要求に関する件

○学校教育法の一部を改正する法律案(第七十五
回国会内閣提出、第七十六回国会衆議院送付)
(継続案件)

○派遣委員の報告に関する件

○委員長(山崎竜男君) ただいまから文教委員会
を開会いたします。

教育、文化及び学術に関する調査を議題といた
します。

まず、文教行政の基本施策について文部大臣か
ら所信を聴取いたします。永井文部大臣。

○国務大臣(永井道雄君) 第七十七回国会におき
まして、文教各般の問題を御審議いただくに当た
り、所信の一端を申し上げます。

わが国は、戦後、復興の一時期を経て、まれに
みる高度経済成長を遂げ、経済的な繁栄を築き上
げてまいりましたが、ここ数年、世界的規模で提
起されている資源エネルギー問題、環境問題等に
直面し、経済はもとより現代文明社会の本質的な
あり方にまで省察の眼が向けられようとしており
ます。

このような時代の転機に当たり、わが国が世界
史の新しい展開の中で一層の飛躍発展を遂げるた
めには、その根幹をなす教育の重要性について認
識を新たにするとともに、教育の刷新充実一段

と努力を傾注しなければならぬと存じます。

これからの教育は、すべての国民が世界人類と
の連帯のもとで、豊かな人間性と未来を創造する
英知をみずからのもとし、来たるべき社会にお
いて真の生きがいを見出し得るような素地を養う
ものでなければならぬと考えます。

私は、このような観点から、教育を民族悠久の
課題としてとらえ、広く国民の合理のもとに、学
校教育、社会教育及び家庭教育を通じた生涯にわ
たる教育の機会の拡充とその内容の充実、専心
努力を重ねてまいらる所存であります。

特に、伸び伸びとした自主的で創造的な人間の
育成を期するためには、競争第一主義の風潮を排
し、受験体制の過熱化の現状を打開し、学校にゆ
とりのある雰囲気を取り戻し、学ぶ者、教える者
がそれぞれ互いに助け合う風を醸成することが
必要であります。私はこのような教育本来の環境
づくりに向けて総合的な諸施策を検討し、これを
推進してまいりたいと存じます。

以上の基本的な立場に立つて、当面する文教行
政の諸問題について申し上げます。

第一は、初等中等教育の改善充実についてであ
ります。

初等中等教育につきましては、知・徳・体の調
和のとれた人間形成を目指し、教育内容の改善を
図ることが緊要であります。そのため、まず、
小・中・高等学校を通じて教育内容を思い切つて
精選し、ゆとりのある学校生活の中で児童生徒に
将来の発展の基盤となる基本的な事項をしっかりと
身に付けさせ、心身ともに健全な個性豊かな国民
の育成を図るという観点から、その望ましいあり
方について教育課程審議会に検討をお願いしてお
ります。今秋にも答申が行われる予定であります
ので、それを待つて具体的な改善に着手してまい
る所存であります。

教育内容の改善と並んで重要なことは、教職に
すぐれた人材を得て、教員が意欲を持って教育に
専心し得るような条件の整備を図ることでありま
す。そのため、厳しい財政事情下にもかかわらず、
いわゆる人材確保法に基づく計画的な給与改
善を過去二回の実績の上に、さらに積み上げると
ともに、教職員定数についても所要の改善を図る
ことといたしております。

また、調和のとれた学校運営の実現を目標とし
て、教育指導の充実を図るため、昨年十二月末、
学校教育法施行規則の一部を改正し、教務主任、
学年主任、生徒指導主事等のいわゆる主任の設置
とこれらの職務内容について規定し、学校教育活
動がより一層活発になることを期待いたしております。

以上のほか、幼稚園教育の普及充実について、
昭和五十七年度当初までに就園を希望するすべて
の四、五歳児を就園させることを目標とする幼稚
園教育振興計画を引き続き推進するとともに、心
身に障害を持つ児童生徒の教育につきましても昭
和五十四年度からの養護学校教育の義務制実施の
ために必要な諸準備を中心に、障害児の実態に応
じた特殊教育の拡充整備のための諸措置をきめ細
かく進めてまいらる所存であります。

次に、児童生徒の保健の問題につきましても、
近年における疾病様相に対応した健康診断の充実
を図る等の諸施策を講じてその健康増進、安全確
保に努めるとともに、学校給食につきましても、
児童生徒の心身の健全な発達に資する教育上の重
要な機能に思いをいたし、一層の普及充実を図つ
てまいりたいと存じております。このため、良質
かつ低廉な学校給食用物資の安定供給を図る等の
諸施策を強力に進めるほか、食事内容の多様化に
より、学校給食を魅力あるものとし、かつ、米食
の正しい食事のあり方を身につけさせる見地か

ら、米食の導入を行うこととし、諸条件の整備と相まって地域や学校の実情に即した段階的な実施を推進する所存であります。

さらにまた、公立の小・中・高等学校の施設の整備につきましては、事業量の拡充、建築単価の改定を行うとともに、児童生徒急増地域における小・中学校用地取得費補助の継続、拡充を図るほか、特に、今後の高等学校生徒の増加に対処するため、緊急対策として、新たに公立高等学校建物の新増設費に対する国の補助を行い、高等学校教育の機会を拡充に資することといたしてあります。

第二は、高等教育の整備充実についてであります。

すでに量的には著しい発展を見ているのが国の高等教育につきましても、当面その質的充実が緊急の課題とされており、また、これまでの拡大の間に生じた各種の格差・不均衡の是正等改善すべき多くの問題があります。

そのため、長期的な展望のもとに、大都市への大学の集中を抑制しつつ、地方大学の整備充実、大学院の拡充整備等高等教育の質的充実に重点を置いて諸施策を進め、各大学の特色ある発展と均衡のとれた高等教育の計画的整備を図ってまいり所存であります。

また、新しい高等教育機関として、技術科学大学の創設を初め、教員大学院大学の創設準備及び放送大学の実施準備を取り進めるとともに、社会的要請の強い医師の養成については、昭和五十一年度に高知、佐賀及び大分の三医科大学の創設を行い、残る四県につきましても創設準備等を進め、無医大県の解消を図り、あわせて歯学部の新設を進めてまいります。

さらに、受験体制の整備すべき現状にかんがみ、子弟を持つ父兄の重大な関心事である大学入試に関する諸問題につきましては、わが国の教育全体の正常な発展を期するためにも、国立大学共通第一次試験の推進を初め、あらゆる面から最善の努力をいたす考えであります。

なお、国立学校の授業料につきましても、従来

から、社会・経済情勢の変化に応じてその改定が行われてきたところであり、昭和五十一年度におきましても、諸般の情勢を総合的に勘案し、育英奨学事業の拡充措置、授業料免除枠の拡大措置等につき十分配慮した上で、これを改定することといたしてあります。

第三は、私学の振興についてであります。

私立学校は、わが国の学校教育において大きな地位を占め、独自の校風のもとに特色ある教育を行うことにより、多大の貢献をいたしてまいりました。このような私立学校の役割の重要性にかんがみ、本年四月一日から施行される私立学校振興助成法の趣旨に沿って、昭和五十一年度においても、私学振興に格段の配慮をいたし、私立大学等に対する経常費補助の拡充を図るとともに、高等学校以下の私立学校に対する経常費助成について、新たに学校法人立以外の幼稚園についても予算措置を講ずる等大幅な増額を図ることといたしてあります。

また、本年新たに発足する専修学校制度につきましても、今後国民教育の多様な要請にこたえてわが国の学校教育体系の中で大きな役割を果たすことが期待されているものであり、国としても税制上の優遇措置を強化するなど、その教育の振興に一段の努力を払ってまいり所存であります。

第四は、社会教育及び体育・スポーツの振興についてであります。

すべての人々が生涯の各時期において最大限に教育の機会に恵まれ、これを活用し得るようになることが、生きがいのある豊かな社会の建設のために強く望まれております。

このため、これからの社会教育は、学校教育及び家庭教育との連携を深めながら、重要な役割りを担うものとして、一層力強く展開していく必要があり、かかる要請にこたえるため、社会教育活動の中核となる社会教育関係指導者の充実に図るとともに、地域住民の自主的な学習活動の拠点となる公民館、図書館等の整備に努めることといたしてあります。さらに、国立少年自然の家

つきましては、年次計画により、整備を推進するとともに、国立婦人教育会館につきましても引き続き建設工事を進めることといたしてあります。

また、生涯教育を推進するため、各種社会教育事業を整備充実する等社会教育の一層の振興を図る所存であります。

次に、体育・スポーツにつきましても、国民の一人一人が常に健康で明るい生活を送るための基盤づくりとしてその振興に努めてまいりたいと存じます。すなわち、青少年に対しては、強健な心身の発達を図るため学校教育における体育をより一層充実することが必要であり、体力づくり推進校の指定、クラブ活動の充実等の施策を推進し、また、一般社会人に対しては、日常生活にスポーツを取り入れ、余暇を活用しつつ、体力の保持、向上を図ることができるようそのための施設の整備充実や指導体制の整備、指導者の養成確保、さらに学校開放の促進等も進めてまいり所存であります。

第五は、学術の振興と教育・学術・文化の国際交流の推進についてであります。

学術研究を振興し、資源の乏しいわが国において最も貴重な知的資源を活用することは、将来にわたるわが国の発展の基盤を培うものであり、ひいては広く人類の進歩と発展に寄与するものと考えます。このため、独創的、先駆的な研究を育て、すぐれた基礎的研究を推進するため、科学研究費を拡充するとともに、核融合研究等重要な研究領域に、重点的な配慮を加えるなど、所要の研究体制や研究環境等の整備充実を努めてまいりたいと存じております。

また、わが国が、今後の国際社会において十分その役割りを果たすためには、教育・学術・文化の国際交流を一層発展させることが必要であり、国際協調の時代にふさわしい日本人の育成、協力事業の拡充、留学生の受け入れ体制などの整備等を中心に各種国際交流事業を推進してまいり所存であります。

なお、東京に本部を置く国連大学は、昨年の

秋、大学の事業計画に関する専門家会議を開催するなど本格的な活動を開始いたしました。わが国としても引き続きこれに積極的に協力してまいりたいと存じます。

第六は、文化の振興についてであります。

国民生活に精神的な潤いと豊かさをもたらす芸術文化の振興に關しましては、わが国の誇る伝統的な文化遺産を継承しつつ、新しい文化の振興に意を用い、国民各層がこれに親しむことができるよう一層努力を重ねてまいりたいと存じます。

このため、芸術文化の振興につきましても、国立歴史民俗博物館、国立演芸資料館、第二国立劇場等についてその創設準備を取り進めることとするほか、芸術関係団体に対する補助金を増額するとともに、地方における芸術文化活動の振興に努め、青少年に対する芸術文化の普及については、すぐれた舞台芸術を直接鑑賞できる機会をふやして一層ふやしていくことといたしてあります。

一方、文化財の保護につきましても、文化財保護法が大幅に改正されたことに伴い、開発の進行に適切に対処しつつ埋蔵文化財の保護対策の強化を図るほか、各地の民俗文化財や、由緒ある町並みの保存、文化財の保存技術の伝承に力点を置いて諸施策を推進してまいり所存であります。

以上、文教行政の当面する諸問題について所信の一端を申し述べましたが、わが国の教育・学術・文化の振興のため、文教委員各位の御協力と御支援を得て、微力を尽くして取り組んでまいり所存でありますので、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（山崎竜男君） 引き続き、昭和五十一年度文部省関係予算について説明を聴取いたします。永井文部大臣。

○国務大臣（永井道雄君） 昭和五十一年度文部省所管予算につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、文部省所管の一般会計予算額は二兆七千五百九十八億三千百万円、国立学校特別会計の予

算額は八千四百五十九億二千九百万円でありまして、その純計額は二兆九千六百六億一千四百百万円となっております。

この純計額を昭和五十年年度の当初予算額と比較いたしますと、三千九百四十二億六百万円の増額となり、その増加率は、一五・四％、一般会計予算額の増加率は、一四・八％となっております。

以下、昭和五十一年度予算において取り上げました主要な事項について御説明申し上げます。

第一は、初等中等教育の充実に関する経費であります。

まず、教員給与の改善につきましては、四十八年度以来、いわゆる人材確保法に基づく計画的改善を実施するため、第一次及び第二次の改善措置により、二〇％相当額の財源措置を講じたところでありますが、五十一年度においては、現下の財政事情等を考慮して、人材確保法に基づく教員給与の改善を円滑に完結させるため、第三次改善を二回に分けて行うという考え方に立って、それに必要な経費として、二百四十三億円を計上いたしております。

次に、義務教育諸学校の教職員定数につきましては、まず、児童・生徒数の増加に伴う教職員定数の増を見込むほか、四十九年度を初年度とする第四次の教職員定数改善五カ年計画に係る教職員定数の増、養護学校及び特殊学級の増設に伴う増等を合わせて、一万三千九百四十一人の増員に必要な経費を計上いたしております。

次に、教材につきましては、義務教育諸学校の教材について年次計画の最終年次としての充実を図ることとし、また、義務教育教科書について五十一年度前期用教科書から購入価格を改定することとしたしております。

次に、公立文教施設の整備につきましては、新たに、高等学校生徒の増加に対処するため、緊急対策として、一定の要件に該当する高等学校の新増設建物について補助を行うこととし、このために必要な経費として、私立学校分と合わせて合計四十二億円を計上いたしております。また、五十

年度までの臨時措置として行ってきた児童・生徒急増市町村の小・中学校建設用地取得費補助の制度について、急増市町村の用地買収計画等に照らし、五十一年度においても引き続き実施するとともに交付率の引き上げを図ることとしたほか、校舎等建物の新増設事業につき、事業量の増加と補助単価の引き上げを行うこととしたしております。これらの施策に要する補助金として五十一年度に対し二・三・五％増の二千五百六十一億円を計上いたしております。

公害対策につきましても、引き続き、大気汚染地域及び市街地域の公立小・中学校に健康増進特別事業及び学校環境緑化事業を実施することとしたしております。

次に、学校給食の整備充実につきましては、米飯給食の導入を推進するため、米飯給食関係施設設備を拡充することとしたほか、低廉、良質な学校給食用物資の安定的供給に資するため、五十一年度新たに設定した学校給食用物資安定供給基金について七億五千万円を追加し、資金量を合計二十億円にすることとしたしております。

次に、定時制及び通信制の教育の充実につきましては、勤労青少年の修学を容易にするための修学奨励費について、新たに通信制課程をも補助の対象とするともに、定時制課程についても三年次生への拡大と貸与月額の増額を図ることとしたほか、教科書の給与についても全学年を給与対象にすることとしたしております。

特殊教育の振興につきましては、前年度に引き続き、年次計画による養護学校及び特殊学級の増設を推進することとし、特に五十四年度からの養護学校教育の義務制実施に備えて、都道府県、市町村等に設置する就学指導委員会を拡充するとともに、重度・重複障害児のための訪問指導員及び介助職員の増員、特殊教育就学奨励費の拡充等を行うこととしたしております。

次に、幼稚園教育の振興につきましては、父兄の経済的な負担を軽減し、幼稚園教育の普及に資するため、幼稚園就園奨励費補助につき特に生活

が困窮している世帯に係る保育料等の減免最高限度額を引き上げる等その充実を図るとともに、引き続き幼稚園の増設を計画的に進めることとし、施設整備の促進を図ることとしたしております。

以上のほか、英語教育の充実を図るため、新たに、英語担当教員の研修講座及び英語教育充実に関する調査研究を行うこととしたしております。

第二は、高等教育の整備充実に関する経費であります。

まず、高等教育改革の推進につきましては、放送大学について、新たに、学習指導方法についての各種の実験を行う等その実施準備を進めるとともに、教員大学院大学について、その創設準備等をさらに進めることとしたしております。また、技術科学大学につきましても、五十一年度に豊橋市及び長岡市にそれぞれ創設し、五十三年度から学生を受け入れることとしたしております。

なお、筑波大学についても、大学院研究科を増設する等その整備を図ることとしたしております。

大学入学者選抜方法の改善につきましては、新たに、国立大学入試改善調査施設を設置し、国立大学共通第一次試験に関する準備調査を進める等の施策を講ずることとしたしております。

次に、大学院の拡充整備につきましても、お茶の水女子大学及び静岡大学に後期三年の博士課程の独立研究科の創設を図るとともに、一般研究科の新設、専攻の新増設等により、七百五十人の入学生定員増を行うこととしたしております。

医学教育の拡充につきましては、高知、佐賀、大分の三カ所について、五十一年度に医科大学を創設し、五十三年度に学生を受け入れることとしたほか、福井、山梨、香川の三カ所について、国立医学教育機関の創設準備を行うとともに、琉球大学医学部について引き続き設置調査を行うこととしたしております。

また、歯学部については、徳島大学に歯学部を設置し、五十二年に学生を受け入れることとするともに、鹿児島大学についてその創設準備を

行うこととしたしております。このほか、熊本大学に医療技術短期大学部を設置するとともに、旭川医科大学以下新設四医科大学等の附属病院を創設することとしたしております。なお、五十一年度引き続き公立医科大学、看護大学等に対する経常費助成の拡充を図ることとしたしております。

次に、教員養成の改善充実につきましては、前述の教員大学院大学の創設準備を進めるほか、国立大学の教員養成学部について、小学校教員、幼稚園教員、特殊教育教員及び養護教員を養成する課程の新設、拡充を図るとともに附属養護学校を新設する等その充実を図ることとしたしております。

国立学校の整備充実につきましては、以上の諸施策のほか、広島大学工学部の改組、埼玉大学理工学部の分離改組、岡山大学薬学部の設置を初め、学科・課程の新設改組等地方の国立大学を中心にその整備充実を進めることとし、大学学部及び短期大学の入学定員で総数三千三百四十二人の増募を行うこととしたしております。また、教育研究条件の整備のため、基準的経費、施設設備等の充実にも努めるとともに、必要な分野について教職員の増員を図ることとしたしております。

なお、国立学校の授業料につきましては、諸般の情勢を総合的に勘案し、育英奨学事業の拡充措置、授業料免除枠の拡大措置等と一体化した配慮のもとに、五十一年度これを改定することとしたしております。授業料の免除枠については、ほぼ一割の学生について授業料を免除することができよう措置することとしたしております。

以上の諸施策等に要する国立学校特別会計の予算といたしましては、五十年度の当初予算と比較して一千二百十九億円の増の八千四百五十九億円を計上いたしております。その歳入予定額は、一般会計からの受け入れ六千四百五十一億円、借入金四百七億円、自己収入その他一千六百一億円であり、歳出予定額は、国立学校運営費七千二百五十三億円、施設整備費一千二百六十六億円となっております。

第三は、學術の振興に関する経費であります。まず、重要基礎研究の推進につきましては、特に核融合研究を格段に充実することとし、五十年に對して二・五倍に当たる三十九億圓を計上したほか、原子力研究、宇宙科学、地震予知等についても引き続き推進を図ることとしたしております。

また、東京大学宇宙線観測所を宇宙線研究所として拡充整備するとともに、国立民族学博物館、分子科学研究所等の既設研究所についても計画的に整備を進めることとしたしております。

次に、科学研究費につきましては、環境、エネルギー等の資源、がん、難病など人類の福祉達成に関連する問題解決の重要な基礎研究、国際共同研究に重点を置いて、総額百九十八億圓を計上いたしております。

第四は、私学助成と育英奨學事業の拡充に関する経費であります。

私立学校の助成については、私立学校振興助成法の趣旨にのっとり、その拡充を図ることとしたしております。まず、私立大学等の経常費補助については、専任教職員給与費、教員経費及び学生経費を拡充するほか、新たに研究旅費に対する補助を行うこととするなどその充実を図り、五十年に對して二八・一%増の千二百九十億圓を計上いたしております。

また、五十年から創設いたしました私立高等学校等の経常費助成拡充のための都道府県に對する補助につきましては、新たに、学校法人立以外の幼稚園をも助成の対象にするともに、補助単価を引き上げることとして、大幅な増額を図り、五十年に對して二・二五倍に当たる百八十億圓を計上いたしております。

日本私学振興財団の貸付事業につきましては、引き続き政府出資金十億圓を計上するとともに、財政投融资資金からの借入金三百九十九億圓を計上し、自己調達資金と合わせて五十年に對して九十五億圓増の五百五十億圓の貸付額を予定いたしております。

このほか、私立学校教職員共済組合補助につきましては、五十年に引き続き、長期給付の改善を図るための補助の拡大を行うこととしたしております。

次に、育英奨學事業の拡充につきましては、日本育英会の学資貸与について高等学校から大学院までわたって貸与月額を改定増額するとともに、私立大学、私立短期大学及び国公立高等学校の特別貸与奨學生の人員増を行うこととし、このために必要な経費として政府貸付金を三百七十八億圓計上し、返還金と合わせて、五十年に對して六十一億圓増の四百五十一億圓の学資貸与を行うこととしたしております。

なお、私立大学を設置する学校法人が当該大学の學生を対象として行う奨學事業に對して、国が、日本私学振興財団を通じて財政投融资資金を融資する私立大学奨學事業の援助についても、改善を図ることとしたしております。

第五は、社会教育と体育・スポーツの振興に関する経費であります。

社会教育の振興につきましては、まず、社会教育の指導者層の充実を図るため、社会教育指導員の設置費補助について増員を行うとともに、社会教育主事の給与費補助についても単価の引き上げを行うこととしたしております。

公立の社会教育施設の整備につきましては、公民館、図書館、博物館、青年の家、少年自然の家等の補助単価の引き上げを行うとともに、新たに、公立図書館における点字図書等の購入費について補助を行うこととしたしております。

また、国立の社会教育施設につきましては、島根県大田市に第十二青年の家を設置する等国立青年の家の整備を進め、国立少年自然の家については、室戸少年自然の家を完成させるとともに、福島、栃木の県境に第二少年自然の家を設置することとするほか、第三以降のものについても引き続き計画的な設置を進めるための施設費、創設調査等の経費を計上いたしております。

また、国立婦人教育会館につきましても引き続き建設工事を進めることとしたしております。

社会教育事業については、生涯教育を推進するため、在来の各種社会教育事業を整備充実するほか、生涯教育を推進するために必要な情報提供事業等について、新たに補助を行うこととしたしております。

次に、体育・スポーツの振興につきましては、特に体位相応に伸びない児童、生徒の体力の向上に資するため、新たに、体力づくり推進校を設置することとしたしております。また、体育・スポーツの普及奨励を図るため、五十年に新設したスポーツ担当社会教育主事の給与費補助について増員と単価の引き上げを行うとともに、学校体育施設の開放を一層促進することとしたしております。

このほか、体育・スポーツ施設につきましても、補助単価の引き上げを行い、引き続き整備を進めることとしたしております。

第六は、芸術文化の振興と文化財保護の充実に関する経費であります。

まず、芸術文化の振興につきましては、移動芸術祭、青少年芸術劇場、子供芸術劇場の拡充を図るとともに、新たに子供向けテレビ用映画の制作を奨励するために必要な経費を計上いたしております。また、芸術関係団体に対する助成、芸術家の在外研修等各般の施策につきましても引き続き所要の経費を計上いたしております。

次に、文化財保護の充実につきましては、文化財保護法改正の趣旨にのっとり、文化財保護の施策を充実することとしたしております。すなわち、埋蔵文化財については、発掘調査の補助を大幅に増額するとともに、新たに、遺跡の周知のために必要な経費を計上いたしております。また、新たに、重要無形民俗文化財保存団体に対する助成を行うとともに、文化財保存技術の保護の拡充及び重要伝統的建造物群保存地区の保存対策を講ずることとしたしております。

さらに、国宝・重要文化財等の国による買い上げを促進するほか、史跡の保存についても、平城

及び飛鳥・藤原宮跡等に対する国の買い上げ、地方公共団体による史跡の買い上げに對する補助を引き続き行い、また、無形文化財の保護の強化につきましても、重要無形文化財の保持者に對する特別助成金の増額等所要の措置を講ずることとしたしております。

国立文化施設につきましては、国立歴史民俗博物館、第二国立劇場、国立演芸資料館及び国立国際美術館の設立準備をさらに進めるとともに、国立音楽堂の設立についても準備調査を進めることとしたしております。

なお、地方文化施設の整備につきましても、補助単価を引き上げることとしたしております。

第七は、教育、學術、文化の国際協力の推進に関する経費であります。

まず、學術協力につきましても、日本學術振興会の業務を拡充し、新たに、発展途上国に對する科學協力を行うこととするともに、研究者の交流等の国際協力を拡大することとしたほか、南極地域観測事業、国際深海掘削計画等国際共同研究を引き続き推進することとしたしております。

次に、留學生の交流につきましても、国費外国人留學生の受入数の増員と待遇改善を図るとともに、新たに、帰国した外国人留學生に對し、短期研修の機会を提供するほか、學生の国際交流を拡充する等留學生制度の充実を図ることとしたしております。

さらに、国際連合大学への協力、ユネスコ協力事業、海外子女教育、文化交流等につきましても引き続き推進を図ることとしたしております。

以上、昭和五十一年度の文部省所管の予算につきまして、その概要を御説明申し上げた次第であります。何とぞよろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(山崎龍男君) お諮りいたします。お手元に配付してあります昭和五十一年度文部省所管予算概要補足説明につきましては、説明を省略し、これを本日の會議録の末尾に掲載することとしたと存じますが、御異議ございませんか。

さらにまた、それを日本人だけに限定したい、ということ、いわば日本人同士刺激し合うということはありませんが、そこから足りないということこそ起こつてまいりますし、先ほどのアメリカ合衆国のフォード大領のアメ리카における研究の充

というのは、海外の人々というものをアメリカにむきつけられておいて相互に刺激を與つていくということでございますから、われわれもそういう角度で考えております。一つすでに実現をいたしましたのは分子科学研究所の評議員にカナダとそれから西ドイツの学者、カナダの学者はノーベル賞の受賞者でございますが、そういう方に参加していただいている。また明会計年度におきましては、国際的に非常に卓越した学者の方々、少なくとも五人程度の方をわが国に招いていろいろな大学でもって研究を助けていただく。ですから一方において法改正を図るとともに、他方においてその準備段階として現行法制上可能な限りにおきまして研究の充実を図るために国内の学者の相互的な刺激、でき得るならば海外からの人々による協力というものを得て、独立大学院の地下をつくっていくという考え方で進んでいる次第でございます。

○内藤三郎君 いま大学院の基準についていろいろ検討されているように伺いましたが、大学局長とまで進んでいるの、この独立大学院の基準については。

○政府委員(佐野文一郎君) 独立大学院のいわゆる設置基準についてはなお現在検討中の段階でございます。まだ成案を得るには至っておりません。

○内藤三郎君 私は日本には約千の大学、短大それから高等専門学校とあるわけですが、千の高等教育機関がある。これの教育の養成というものが大問題だと思ふのだよ。できた大学がつまらぬ先生ばかり集まったらこれ意味ないんであるってね、私は国の損失だと思ふのですよ。そういう意味で大学教育の養成の点が一つ。

それからいま一つはね、これからは高度の科学技術者の養成が必要だと思ふのだね。もう日本の産業は限界にきていると思ふのだね。新しい発明発見をしていない限りは国際競争に勝ち抜けないと思ふのだよ。そういう点を考えると、これから、私は特に独立大学院の主張をしている一人です。

すがね、研究コースのほかに職業コースを考えてほしいと思ふのだよ。従来はその教育の養成としての研究コース、これは結構ですが、そのほかに産業関係のコースとしてこれも一つ考えて新しい産業開発をしていくような基準をつくっていただきたい。

それから独立大学院ができる以上、私は当然専任の院長を置かなければいかぬと思ふのだよ。学部の上にあるなんていう片手間で研究ができるものじゃないと思ふ。専任の院長、それから専任のスタッフを置くことね。

それから私は従来の講座制はこの際再検討してほしいと思ふ。一、二とか一、一、三とかね、何かああいふ形ではなくて、りっぱな人は教授でどんだん採つたらいいと思ふのだ。助教授、講師にしないやならぬことはないと思ふ。この講座制の再検討してもらいたいし、それから施設設備をいまの大学よりもっとすばらしいものをやつてもらいたいんだ、施設設備の基準ね。少なくとも東大、京大以上のものをつくらぬととても間に合ふねと思ふのです。施設設備の基準。それから研究費、研究費も大学の三倍ぐらいやつてほしいと思ふんだ。いまのようなわずかの研究費じゃりっぱな研究できないと思ふのだよ、研究費。それから教官の待遇、いまはドクターコースを持つて大学の先生の待遇は、一般の大学よりはいいけれども、私はそんなちげじゃなくて二倍でも三倍でもやつたらいいと思ふんだよ、世界の頭脳なんだから、日本の宝だからね。

そういうまず大学院の基準を、いま大臣がおっしゃった武蔵大学の学長さんを中心に行つていらつしやるそうですが、これは文部省が本腰を入れてもらいたいと思ふんだ、日本の学術の振興のためにはいろいろ研究、核融合とか何とかやつていらつしやるようだから。それもちろんだ大事だけれども、学術の根本体制を確立しない限りは日本の学術はもうだめですよ、これ。もう国際競争から落ちますよ、必ず。ロケットがいい例だと私は思ふ。

そこで、今後の構想について私はお尋ねしたいと思ふんです。

私は、文部省におるときいろいろな大臣にお仕えしたけれども、私が最も尊敬している大臣は天野文部大臣、この人が一人でした。天野さんは七大学を、七帝大というものを大学院大学にしろとおっしゃっている。大臣は大学の格差を正をおっしゃるけれども、私も趣旨は賛成なんです。ところが、現実には百年の伝統があつて東大にみないくんです。すなわち、大臣も受験体制が過熱しているとおっしゃるけれども、東大に何人入ったかというのが高専学校のよしあしを決めているのです。それが証拠には日比谷がもう東大に入らぬと日比谷ががた落ちになつちゃう、こういうことじゃ困ると思ふんです。そこで、東大とか京大とか七帝大といふのは、新制大学よりはるかに施設設備も充実しているし、教官がいいですよ。格差は正というけれども、あの教官といふのは一遍にできないのです。ですから、むしろ私は七帝大を天野さんのおっしゃるようには大学院大学にしたいと思ふんです。大学院だけを置く大学。あと地方大学から大学院に入る者は東大、京大その他に入つたらいいと思ふ。七帝大が私はとりあえず無理とすれば少なくとも東京と京都はこのままじゃ私はもうだめだと思ふんですよ、このままだとことは。過去の歴史だけにとらわれているんだね。あれだけの施設設備、教官を持つているんだから、まず東大と京大ぐらいを——せつかく法律改正やつて今度新しい基準をつくるとおっしゃるのだから。これは文部大臣、私はあなたに非常に期待しておるんです。お父さんは永井柳太郎さんだから、ひとつこのくらいのことばやつてもらいたい。そうするとこれが格差を正にもなるし、それから同時に、大学入試改善に一番いいと思ふんだ、大学入試改善に。それは国大協でいろいろ共通テストやつてますけれども、私は正直に言つて余り期待をしていないんですよ。というのは国大協の幹部、東大総長以下全部私も会った。会ったけれども、まだ二次テストに執着しているんですよ。

よ。二次テストをやると進道の二の舞になる危険があるわけなんです。国大協やつても八割を占める私学はどうしようもないんですよ、これ、協力してくれなやね。そこで、入試改善の決め手は、東大、京大を大学院に上げちゃうわけですよ。上げて一般の地方大学から入ってくるようにすれば、私は日本の入試改善は非常に画期的に進むと思ふんだよ。入試改善の決め手でもあると思ふんだ。そういう意味で少なくとも東大と京大ぐらいは大学院大学にして、学術の振興を画期的に図つてもらいたいと思ふんですがね。文部大臣のひとつ決意を伺いたいと思ふんです。

○国務大臣(永井道雄君) まず基本的な問題の指摘と、それからその問題の解決が重要であるといふことにつきまして内藤委員の御指摘に完全に賛成であります。

そこで、具体的にそれをどう進めていくかという場合の進め方でありまして、天野先生は東京大学、京都大学というふうなところを独立大学院にしようと思ふというところは私も実は承つております。正田先生の御意見は、そういうことも考えられるが、もう一つの面として、正田先生御自身が実は東大御出身で東大に残らないで大阪においでになつた、そこで自分の数学の御研究を非常に進められた。あるいは湯川先生は京都なれど、大阪に行かれてそこで仕事を完成された。朝永先生の場合は先生の母校と関係あります。東京教育大学、当時の文理大の方にお移りになつた。そこで、正田先生はやはり東大、京大の独立大学院へ輪化していくときに、どうしても自分たちの仲間だけで固まりますと刺激が乏しくて、そうして知的な交流から起るところの活発さが期しにくい側面があるのではないかと。そこで独立大学院をつくるというときに、先ほど先生がおっしゃいましたが、地方の大学の人もおっしゃいました、それだけでなく私立などの大学にも非常にりっぱな研究者おられますから、どういふふうにかというところに問題点があるという角度から

そこで、今後の構想について私はお尋ねしたいと思ふんです。

私は、文部省におるときいろいろな大臣にお仕えしたけれども、私が最も尊敬している大臣は天野文部大臣、この人が一人でした。天野さんは七大学を、七帝大というものを大学院大学にしろとおっしゃっている。大臣は大学の格差を正をおっしゃるけれども、私も趣旨は賛成なんです。ところが、現実には百年の伝統があつて東大にみないくんです。すなわち、大臣も受験体制が過熱しているとおっしゃるけれども、東大に何人入ったかというのが高専学校のよしあしを決めているのです。それが証拠には日比谷がもう東大に入らぬと日比谷ががた落ちになつちゃう、こういうことじゃ困ると思ふんです。そこで、東大とか京大とか七帝大といふのは、新制大学よりはるかに施設設備も充実しているし、教官がいいですよ。格差は正というけれども、あの教官といふのは一遍にできないのです。ですから、むしろ私は七帝大を天野さんのおっしゃるようには大学院大学にしたいと思ふんです。大学院だけを置く大学。あと地方大学から大学院に入る者は東大、京大その他に入つたらいいと思ふ。七帝大が私はとりあえず無理とすれば少なくとも東京と京都はこのままじゃ私はもうだめだと思ふんですよ、このままだとことは。過去の歴史だけにとらわれているんだね。あれだけの施設設備、教官を持つているんだから、まず東大と京大ぐらいを——せつかく法律改正やつて今度新しい基準をつくるとおっしゃるのだから。これは文部大臣、私はあなたに非常に期待しておるんです。お父さんは永井柳太郎さんだから、ひとつこのくらいのことばやつてもらいたい。そうするとこれが格差を正にもなるし、それから同時に、大学入試改善に一番いいと思ふんだ、大学入試改善に。それは国大協でいろいろ共通テストやつてますけれども、私は正直に言つて余り期待をしていないんですよ。というのは国大協の幹部、東大総長以下全部私も会った。会ったけれども、まだ二次テストに執着しているんですよ。

よ。二次テストをやると進道の二の舞になる危険があるわけなんです。国大協やつても八割を占める私学はどうしようもないんですよ、これ、協力してくれなやね。そこで、入試改善の決め手は、東大、京大を大学院に上げちゃうわけですよ。上げて一般の地方大学から入ってくるようにすれば、私は日本の入試改善は非常に画期的に進むと思ふんだよ。入試改善の決め手でもあると思ふんだ。そういう意味で少なくとも東大と京大ぐらいは大学院大学にして、学術の振興を画期的に図つてもらいたいと思ふんですがね。文部大臣のひとつ決意を伺いたいと思ふんです。

○国務大臣(永井道雄君) まず基本的な問題の指摘と、それからその問題の解決が重要であるといふことにつきまして内藤委員の御指摘に完全に賛成であります。

そこで、具体的にそれをどう進めていくかという場合の進め方でありまして、天野先生は東京大学、京都大学というふうなところを独立大学院にしようと思ふというところは私も実は承つております。正田先生の御意見は、そういうことも考えられるが、もう一つの面として、正田先生御自身が実は東大御出身で東大に残らないで大阪においでになつた、そこで自分の数学の御研究を非常に進められた。あるいは湯川先生は京都なれど、大阪に行かれてそこで仕事を完成された。朝永先生の場合は先生の母校と関係あります。東京教育大学、当時の文理大の方にお移りになつた。そこで、正田先生はやはり東大、京大の独立大学院へ輪化していくときに、どうしても自分たちの仲間だけで固まりますと刺激が乏しくて、そうして知的な交流から起るところの活発さが期しにくい側面があるのではないかと。そこで独立大学院をつくるというときに、先ほど先生がおっしゃいましたが、地方の大学の人もおっしゃいました、それだけでなく私立などの大学にも非常にりっぱな研究者おられますから、どういふふうにかというところに問題点があるという角度から

それから、もし仮に大臣のおっしゃるように新しいものをつくるというならこれも結構だから、

本件について質疑のある方は順次御発言を願います。

○宮之原貞光君 初中局長は、先般の衆議院の予

よう、あなた自体。それでもってこんなおざなりな答弁ではだめですよ。大体見通しとしてはどれ

て、それぞれの新聞が、そういう予想のもとにお書きになったことであらうと思います。

○宮之原貞光君 それはあんた、任務怠慢じゃないか

長を集め、教育委員長を集めて指導しておいて、どうなっておるか分かりませんと、そういう立場にありませんと言いますか。少なくともどの県がどうだと毎日のようにやっておるじゃないですか、報告を求めて。何でこの委員会ではつきりでないんですか。もしつきりできなかったら私は委員長に要求しますよ。中断でもしてその数をはつきりさせましょうじゃないですか。私はここで、何県、何県という寸分違わないものを言いなさいと、あなたに無理なことは言っていないんで、大体何県ぐらいだろうと、こういうことをおっしゃいと、こう言っているんです。何でそれを聞きなさんやらないのですか。

○政府委員(諸沢正道君) いまおっしゃるようには大体何県ぐらいかとおっしゃれば、私もこれまで教育長に接触し、その他、県に連絡してきた結果を総合いたしますと、三分の二くらいはできるところというふうな考えでいるわけでございます。

○宮之原貞光君 そのことは間違いないですね。後日、三分の二どころか十数県も三月中旬にできなかったということなら初中局長、責任とりますね。

○政府委員(諸沢正道君) ただいまも申し上げましたように、現時点において、各県のお話を総合すればそういうふうなところであらうという、これは全く推定でございますから、今後の事態の推移を見守って、また考えていかなきゃならないと、こういうふうに思っています。

○宮之原貞光君 それなら今後はやっぱり三月一日はやれやれということ、あくまでも強力に指導するということになるんですか、どうですか。聞きたいのは、最後まで聞いてから答えなさいよ。もう現に東京都教委のごときは三月実施は無理だと、こういう発表もしておるんですよ。そういうところもたくさん出てきておるんですよ。そういうところには、じゃどうしますか。三分の二に何が何でもするようにこれからやられるんですか、どうですか。たとえばいまから私が

具体的にお尋ねしますところの鹿児島の問題にしても、三月一日にできてもいわゆる発令は四月以降にならざるを得ない状態になってきておるんですよ、トップを切つてあなたの方からほめられておるところの鹿児島でさえも。そういうような状況で、本当にあくまでもあなた、三分の二と確信を持って言えますか、どうですか。今後どうされますか。

○政府委員(諸沢正道君) 学校教育法の施行規則の改正規定の施行されるのが三月一日でございますから、私もいたしましては、この省令の規定の趣旨に従って三月一日から実施されることを指導しておるわけでございまして、その態度は今後も変わらないわけでございます。

○宮之原貞光君 どうされますか。東京都みたいなところはどうかと聞いているんだから、具体的に答えなさいよ。それは仕方がないとお手上げにするのか、どうするのかというのを聞いておるんです。

○政府委員(諸沢正道君) 東京都の場合は三月一日に実施するについてはいろいろの条件が整わないのでむずかしいという情報を聞いておりますけれども、私も私どもとしては、やはり三月一日に実施できるように努力をしていくということを申し上げておるわけでございます。

○宮之原貞光君 これ、大臣あれですよ。幾らその皆さんが強力にやれやれと言ってもできないよ、うな、やはりいろんな条件があるんですよ、これは。しかもあなた、大臣は時期より手続が大事だということを強調されておるでしょう。それを片一方は何か何でも三月実施できるように強力に指導したいという、大臣の時期よりも手続だということとは、これは矛盾しませんか。事この問題は、いわゆるあなたのねらうところの主任制というものは本当に明るい学校づくりとか、そういうものをねらってやっておるんだと、こう言う。だから、その手だてというものが大事ですというのをあなたはおっしゃっている。片一方では三分の二だ、三分の二だと言うことはもう偽り

です、これは全く。これはもう三月末になったらつきりしますけれども、そういうような状態に各県はないんですよ。一体これとの関連をどうあなたは指導されておるんですか、文部省内では。

○国務大臣(永井道雄君) 私の考えを申し上げます。私は、三月からこの省令実施の段階に入りますから、したがって、ただいま初中局長が申し上げましたように、この原則に従って実施することが望ましいというふうな言っております。しかしながら、同時にとかく教育界において静かな話にならないということがありますと、それは困りますから、したがって、そういう点は十分に勘案して事を進めていくことが望ましいという考えに立っているわけでございます。

○宮之原貞光君 そうしますと、大臣の答弁は、いわゆる文部省としては三月実施発令云々ということを考えているけれども、そういうことが望ましいと考えているけれども、決してそれを強要するということじゃないんだ、それぞれの府県の実態というものを考えながらその方向にいくのが望ましいと、こういうふうな文部省としては指導しておるんだというふうに理解してよろしゅうございませうか。それとも、先ほどのように、現実的に初中局長に呼ばれて行ったという教育長はたくさんおるんですから、そういうふうに教育長一人一人呼びつけてでも、首根っこ押さえてでもさせようという指導の方針なんですか。どこなんです、そこは。明確におっしゃってください。

○国務大臣(永井道雄君) 初中局長は首根っこを押さえてもやるというふうな人ではないし、そういうことをやりません。ただし、法令上、政令が実施されますのは三月一日でございますから、それを守って進んでいくことが望ましい。首根っこを押さえてやるということではないのです。そういう原則というものは守つていかなければいけません、他方においてそれを進めるときには、それぞれの教育長が十分に自分の所管の場所の事情

を勘案されることが望ましい、こういうことで

○宮之原貞光君 これは文部省では一生懸命やれやれと笛を吹いておるんですけれども、そう余り聞かないんですよ、各府県は。その理由というのはたくさんあると思うんですね。一つは、これは少なくとも文部大臣の言ういわゆる明るい職場づくりとかあるいは助け合いの教育ということをやろうと思えば、そういう無理強いではこれは困る、かえって教育界に不信感を増すだけだと考えとるからなんです。ですから、さっきの初中局長の答弁よりは、きわめて教育的に各府県ではこの問題対処しようと思慮している。けれども、やはり片一方から強い圧力が政界というベースの中から来てるんですよ。そのジレンマに困っているというのが各府県の実態じゃないでしょうか。大臣は予算委員会でも私に答えて、あるいはここでもそうだったですけれども、私は教育の番大であるけれども自民党の番大ではないとおっしゃるが、あなたの意図いかにかわらず、あなたはもう自民党の敷いたところのレールの上に乗っかって走らされておるんですよ。それだから、皆さんが省令化した後のいろんな情勢にいたしましたも、自民党の方でこれを強行するというようなことを入れている。それに皆さんが乗っかっていてというのが実際じゃないでしょうか。このことを一体どうお考えになりますか。

○国務大臣(永井道雄君) 私は自民党の内閣の一員でございますが、ただし、この主任制度につきまして私が考えておりましたことが、従来自民党において考えてきた中間管理職的なものでないというところは御説明申し上げるまでもなく先生もよく御承知のとおりであります。これは、私はぜひわが国の教育の内容を充実いたしてまいりますために、主任というものを管理の角度からとらえるのではなく、むしろ指導、助言、連絡調整という角度からとらえなければ教育の充実に資さないというふうに考えましたから、自民党内閣の一員ではございますけれども、従来の考え方とさきか異

うに激励をしていくなどと今月の初め自民党では方針を決めたと報道されておる。また事実これを

私は全く嘆かわしいことだと思ふんですがね。これも仕方ないんでしょうかね。どうでしようかね。もし、それでは困るとあなたはおっしゃるなら、どうだ、きょうの委員会あたりは夜までやるうじやないかぐらい、大臣、積極的に指導されたらどうですかね。

○松永忠二君　それどころじゃない。何で理事会

私は、ここに有田委員もおいでになりますが、自民党におきまして従来中間管理職的なところをされた方々がおる。そこで、私どもはそうでないということをお説明した。そしてそうでないということを御理解の上で人々に話をされるということはまたことに結構なことである。そういうふうな申し上げておりますから、私の理解することと

は与党の大臣としてどう考えているかと聞いてゐるんだよ。

○国務大臣(永井道雄君)　そこで、私が申し上げたいのは、そういう鹿児島などに議員の方々が行かれるということは、これは当然の自由である。それは当然のことと思います。むしろ、そういう立場におきまして、私の希望といたしましては、こ

れが指導職である、そういう内容を持ったものでありますから、そうしたことに對する理解を深めていただくというこの御活動をお願いしている次第でございます。

○宮之原貞光君 まあ、いいですわ。あなたがきわめて、口では、方針としては、たてまえとしては戦争の具にされたいとか何とかとおっしゃって、おたくの周りではほとんど引きずり込まれて、抜き差しならぬかっこうになっておるんです。しかも、あなたはそれに對して積極的な姿勢がないということだけはわかりました、残念ながら。きわめて嘆かわしいことだと思いますよ。

○国務大臣(永井道雄君) 積極的に私は与党の方々に、従来の考えと違ふ、こうした考え方であるということも理解してもらおうということを行ってゐるわけでありまして、その問題に對して積極的でないということについては、私は、先生のせつかつ御指摘でございますが、いささか理解しがたい次第でございます。

○宮之原貞光君 問題は、あなた、指導職が指導職でない問題からさらに一歩進んでおるじゃないですか、もう。あなたは戦争の外に置きたいとか何とかいながら政治の具に供されておるじゃないかと私は言っておるのですよ。もう指導職云々から離れている、さらに一歩進んで。それをあなたは社会党やあるいは他の政党や自民党、各政党同列に置いておるけれども、少なくともあなたは与党という自民党の上の大目でしょう。それならば、あなたの方針とか、あるいは総理の方針というものに協力させるような態勢に持つていくのが、与党に對して積極的に物を言うのがあなたの責任じゃありませんか。そうでしょう。その積極性が足りないじゃないかと私は申し上げておるのですよ。好むと好まざるにかかわらずそうなっておるのだから。

私はさつき事実だとすれば大変だと申し上げたのですが、もし事実だとするならば、昼食時間にもよく話を聞いて、やっぱりとめるなりしてやってくださいます。それだったら、それが事実としてあらわれるならば、これはやっぱり永井さんは相当自分の所信に向かつて指導力を発揮しておると思ひますよ。そういうことにお構ひなしに、ただ同列に各政党を置いて物を言われたら、それは困りますよ、納得できない話ですよ、これは。それだけ申し上げておきます。

続いてお尋ねしますが、制度と手当の關係なんです。文部省は兩者を全く別ものと切り離して処理するように指導されておるのかどうか。これは切り離してやれというふうに指導されておるのかどうか、これをお聞きしたい。もしそうだとするならば、この経緯を知っておるころのわれわれから見れば、これは全く納得できない話なんですからね。いわゆる指導の方針はどうなんですか。これは初中局長に聞いた方がいいですか、どうですか。

○政府委員(諸沢正道君) この主任制の問題につきましては、昨年の三月人事院に出しました要望書の中でも、主任について制度の整備と相まって手当の創設を考えてほしいと、こう言っておるわけでありまして、その兩者は関連を持つておるわけでございます。

ただ、現時点におきましては、すでに省令が公布され、先ほども申しましたように三月一日から施行となつておる。一方給与の問題は、予算のめどはついておりまして、具体的なには人事院の勧告を待つて必要な法令の整備をいたさないと支給できない、こういう關係にありますので、われわれとしては、制度の面がそのように実施できる体制にあるわけでございますから、三月一日をめどに制度の整備を図つてほしい、こういうことを言つておるわけでありまして、そのことと手当の支給というものが無關係であるというふうには考へていないわけでございます。

○宮之原貞光君 それなら、各県の教育委員会にどういう指導をされておるのか、具体的に。これは全然別だからまず制度を先に作りなさいという指導をされておるのか、あるいはなるほど時間的にはずればありましようけれども、制度を突

施するにしても、やはりこれは予算が絡んでくるから、いろいろな關係方面と十分話し合へというふうな指導をされておるのですか。それとも、それは別だからまず規則をつくれというだけの指導をされておるのですか、どうですか。

○政府委員(諸沢正道君) その点につきましては、各県の事情を伺いますと、県によつては、財政当局が手当の点はどうなんだと、こういうふうなお話もあるということでございますから、その点については国の予算のめどはこういうことになつておるといふようなことを話しまして、十分手当の点についても話し合ひをするように。しかし、現時点においては、どういふふうな手当の問題が具体化するかはまだ不明であります。とりあえず制度の実施はやつてほしいと、こういうふうにし上げております。

○宮之原貞光君 重ねて聞きますがね。各県の教育委員会にはいづれ予算が絡んでくる問題です。しかももう三月から予算の裏づけがあるわけでしょう。三月分のは、現に。だから、当然これは予算をやるのと三月にさかのぼつて実施されるわけですからね。これはやっぱり財政当局、知事部局とこのことについては事前に相談をしておけよという指導をされたのか。それとも、それとは別個に、とにかく制度だけつくれと指導されたのかというのを聞いておるんです。各県の事情を聞いておるんじゃない。あなたの方の指導方針としてはどうでしたかと聞いておる。

○政府委員(諸沢正道君) その点につきましては、給与の面、財政の面についても十分相談をするようにということは申し上げております。

○宮之原貞光君 このことは地教法三十三条の一項の後段の趣旨から言つてこれはやらさなきゃならぬ当然の仕事ですよ。ところが大臣、例の問題の鹿児島は全然この事情が違ふんですよ。文部省は制度と手当の問題は全然別なんだから切り離して早くやれと、こう言われた、この指示どおりにやりましたというのが鹿児島教育長の話なん

だ。だから知事——先月の二十七日に準則を決めて——まだ県の管理規則を決めないんですよ、これは。決めてやつておいて世の中が騒がしくなつてから四日置いて初めて三十一日の日に知事のところに説明に行つておるんですよ、鹿児島教育長は。知事に呼ばれて行つておるんですよ、呼ばれて。どうなつておるんだと。そのときに、いや、こういう通知を出しましたという、こういうもの話ですね。それから、議長の話をお聞きすると、議長も、いや、おれは聞いておらなかつたよ、ほとく機の上に何か乗せてあつたよ、こう言ふんです。ですから、二月二日の鹿児島県の議会運営委員会は、このことで大もめにもめたんです。大もめにもめましてね、そうしてこれは与党、野党を含めて教育長は一体県議会や県民というものを無視しておるんじゃないか、一体こういう議事のやり方というものは議会民主主義の否定じゃないかと、こういうことで非難が相當に集中したんです、あの経緯を見ますと。ところが文部省は、地方課長の名前前といわゆる制度のねらいをよく具現化しておると、りっぱなことだというコメントを新聞に発表されておる。一体どういふことになつておるのか、これ。現地の教育長から言へば、いまの諸沢初中局長の答弁と違つて、これとは別だから切り離してやれと言われたと、こう言つておるんですよ。だから、私は向こうと、知事部局と話す必要は毛頭ありませんと、手当が人事院勧告ででき上がつたときに初めて相談すればいいですよという指導を受けておると、こう言ふんですよ。これは全く食い違つておる。ここに一つの混乱の要因があるんですよ。これ、どう思ひますか。こういうふうなやつでますます混乱を巻き起こして県議会との問題にも発展しておるんですがね。どうされますか、一体、どう指導されますか。これは大臣の諮問したいね。

○国務大臣(永井道雄君) この問題につきましては、まず初中局長から鹿児島県の経緯について御答弁申し上げます。

○宮之原貞光君 いや、いいですよ。もう時間が

ありませんからね。このごろは時間厳守するから、私は時間がないんだから。

もうわかってる、経緯は。この日時だけは間違いないんだ。これは新聞にも出ておるんだから。そのことについてどういうお考えですかと聞いておるんだ。

○国務大臣(永井道雄君) これは昨年三月七日の規定の整備と相まって主任制を考えていたのだというのを人事院に申し上げ、そしてわれわれの方で十二月末に規定をつくった。しかし、まだ人事院はその内容について勧告を行っておられるわけではないというふうな関係等を基盤に置いて考えていただくというふうな関係でありました。つまり、この給与の問題とそれから規定の整備は関係がございしますが、しかしながら、人事院の勧告を待たなければ給与の詳細に入っていくことはできないという、そういう関係にあると、この点の指導は私どもとして徹底して行っていくと考えております。

○宮之原貞光君 これは、三十三条はこれは明確にこうこうでこれは協議しなければならぬというところが書いてあるんですよ。それを幾らあなな方があつた人事院勧告が出ないからという形式論をやつてみたって、これはもう、給与局長もおりまされどもね。問題はもう人事院自体です。いわゆるその予算がつき、省令化された以上は主任手当を出さざるを得ないと、こう言っておるんですよ。ただ問題は額をどうするか、範囲をどうするか、そこが問題なんです。と、こう言っておるんですよ。これは事実問題ではないんだから。いま局長が違つておつたら、局長、ほかは人事院から聞きますけれども、言明しておるんだから。それだけに当然これは予算が伴うところの問題だということがはっきりしておるでしょうが。初申局長、はっきりしておるでしょうが。それだけにあなたは、さつき言つたように予算が伴う問題だから、いわゆるその地教法の三十三条一項とも関連するんだから十分話しなさいと指導したと、こうおっしゃるんですよ。鹿

児島県ではしておられない。このことがさらにこの問題を大きくしておるだけに、こういう事実があるならあなた方はどう指導されますかと聞いておるんですよ。このまま放置しますかと。いわゆるコメントにすでに地方教育長命で出しておるようにな、ああこれは主任制度の真髓を具現したものだとはめておるんですよ。そういうおほめの言葉で当たりますかと聞いておるんですよ。はっきり答弁しなさいよ、それ、ノーならノーと。

○政府委員(諸沢正道君) 御指摘のように、地教法の三十三条には、委員会規則を改正する、その規則が予算に関連ある場合にはあらかじめ財政当局と相談しなさいと、こういうことでございします。私どもはそういう趣旨で指導をいたしておるんですよ。

ただ、具体的に鹿児島の問題について申し上げますと、私の聞いておりますところでは、事務的にはかねて連絡をしておりましたけれども、知事御本人に対してはあるいは話し合いが十分でなかったかという点があつたのでありまして、局長を呼んでじっくり懇談をされた結果趣旨を了解したと、こういうことでございしますから、ただいま宮之原先生御指摘の点につきましては、結果的には県の財政当局と話し合いがついた、こういうことであらうかと思ひます。ただ、その段取りについていま先生御指摘のような点があるいはあつたのであらうかと、かように考えます。

○政府委員(諸沢正道君) 私は、いまお答え申し上げましたように、その仕事の進め方であるいは手違ひがあつたかと思ひますけれども、結果においては県の知事当局とも十分話し合いをしてその上でこれから規則を改正しよう、こうされておるのだからというふうな判断しておるわけであり

○宮之原貞光君 これは重要ですよ。これは後からまた久保委員から言つてはましますけれどもね。教育長どうしてもうかたはまた後から提起あると思ひますけれどもね。全く違うんですよ。そのように皆さんにうそついたことを言つておるじやないか、教育長は。ほからが調査に行つたときには明確に知事はそういうことを言つておるんですよ。議事録も大荒れに荒れておることもこの新聞のおりやうな方々をさせてあなた方はりっぱだ、りっぱだ

○宮之原貞光君 三十三条一項は、実施のために新たな予算を伴うものについては教育委員会にはあらかじめ書いてあるんだ。「あらかじめ」、これは規則や準則を決めない前のことだし「あらかじめ」という言葉は。だれが読んだつてそうでしょう。御自分が二十七日に準則の通知を出しておいて後から説明して了解を得たというのは、「あらかじめ」になりますか。そこだけ答えてください。「あらかじめ」という意味は、事後承認を含むという意味ですか、どうですか。それだけ聞かしてください。

○政府委員(諸沢正道君) この規定は「この場合において、当該教育委員会規則で定めようとする事項のうち、その実施のために新たに予算を伴うこととなるものについては、云々とございまして、先ほども申しましたように、委員会規則はまた制定されてないわけでございますから、この知事との話し合いがあつた後でこれから制定しようというふうなことにしておるわけでございますから、私はこの規定に違反しないと、かように考

○宮之原貞光君 これは、まさに三百代言ですよ。地教委にはすでに二十七日に準則を出して、これは後から言ひますけれども、秘密裏に二月の初めまでに決めなさいと、決めなければあなた方のいふような今後の人事や予算に不利になりますよと、こういう脅迫までして、みんな決めさせておるんですよ。それで、御自分の県のものだけはあるほどそれは後に載せておるでしょうけれども、実際に使っているのは県のあれですか、小中学校の教員は該当しませんか。あなたにお尋ねしますけれども、該当するのでしょうか、小中学校の教員の給与は県費やいろんなものに該当しませんか。それじゃ聞きますが、どうですか。

○政府委員(諸沢正道君) 義務教育学校の教員の給与の半額は、県費負担でございします。

○宮之原貞光君 それならば、そうじゃありませんか。先月の二十七日に教育長が準則の案を出してみな決めておるんですよ。そして、新聞にも出ておるようには、多くの市町村は決めておるんですよ。もう、県の県立学校関係だけ決めてないのだ。それ一体「あらかじめ」のところに入りませんか、入りませんか。

委員長、こういうふうにして答弁が長くて、私の時間五十五分ではお話にならぬよ、そこは少し弾力的に扱ってください。向こうが時間をかせいでおるんですよ。

○政府委員(諸沢正道君) ただいまお話し申し上げましたように、あくまでも教育委員会の規則を決める前に、それは一月の末に知事と話し合いをしておるわけでございますから、その点は私は法に触れるものではないと思ひます。

○宮之原貞光君 これは、また後から問題にしますよ。あなたの発言も全くいかげんなものです。それは、知事は、あなた、きょう初めて三十一日説明を聞きましてと言つておるんですよ。了解を与えたと言つていない。県議会も二月二日に初めて大きな問題だと騒ぎ出しておるんですよ。そんなに文部省から出向したところの教育長がかわいいですか、あなた。氣違いじみたやり方をや

っておるんですよ。また後からたくさん出しますけれども、団交の問題にしてもそうですよ。たとえば教育長はほくらと会うと、いわゆる私は形式にこだわらなくて十分お話をしますとか、組合の代表ともPTAの代表にもそう言っている。有田先生が行かれたときも言っている、二月になってから。ところがこれは全く表面だけのことで、一

いう、こういうやり方が鹿兒島教育界をいま混乱をさせておるところの最も大きな根源の一つなんです。まだたくさんありますけれども、時間がありますから言いませんけれども、これ一体、そういう中から本当の教育が生まれてきますか、永井さん、どうですか、大臣。

○国務大臣(永井道雄君) 私は鹿児島の実態につきまして、なおこれは詳細な検討を要すると思ひますが、こうしたものの規定ができ上がっていく過程においては話し合うべきものは話し合い、また私自身も、県会に聞くべきものは聞き、しかし他方、毅然として法律に従つてこれを実施していくことは教育長の仕事であらうと考えております。

○宮之原貞光君 この質問はもう留保しますよ。
○委員長(山崎電男君) 午前の会議はこの程度に
とどめ、午後零時三十分再開することとし、これ
にて休憩いたします。

午前十一時五十七分休憩

午後零時三十五分開會

○委員長(山崎竜男君) ただいまから文教委員会
を再開いたします。

教育、文化及び學術に關する調査中、主任制度問題に關する件を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言願います。

○有田一壽君 各出先県で——出先県というより

○政府委員(諸沢正道君) その点につきましては、地方公務員法の五十五条にいわゆる交渉の規定があるわけでございますが、その第一項で当局との交渉事項は「職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し」と、こういうことになっておるわけでございまして、同じく第三項では「地方公共団体の事務の管理及び運営に関する事項は、交渉の対象とすることができない。」となっておりますので、いまの管理規則の改正という問題は、この三項に該当する事項でありますから交渉の対象でない、こういうふうに思っております。

○有田一壽君　それで、教育長の方はいま諸沢局長が言われたようなことでそれにしほっての団体交渉なら応じられないということで断っておるわけ、私もそれでいいと思うんです。まあ、そういうことでなく、その他の問題についていろいろ話し合おうということであれば教育長も話し合おうということをおっしゃる、しかし組合の方は最

初に申し上げたそのことに關して交渉したいという
ことですから、かみ合わない。そうすると、新聞
では教育長は団交を拒否した、合うことを拒否
したというふうに流されておるようでございま
す。これは私は組合もそのことはよく承知してお
るはずなのにそういうふうな流し方をするという
のは解しかねるという感じを持っているわけであ
す。

それから日教組がストライキをやるということ

認しているわけで、決して疑義があるわけではない。それにもかかわらず管理職であろうとか、管理職化しようとしているからこれは組合に対する弾圧であるとか、いろいろそういうことでストライキを構えるということが私はどうもこれもまた解しかねる点ですが、そのストライキの状況、スケジュールについてつかんでおられる点があればお聞きしたいと思いますが、どうでしょう。大臣じゃなくてもそれは結構ですが、大臣でも結構すし、どうぞ。

○政府委員(緒沢正道君) 私どもが聞いております範圍では、二月の中旬以降各県において管理規則制定あるいは改正反対という趣旨のもとにストライキを含む拒否運動をやる、それからさらに二月下旬から三月の初めにかけて人事院勧告が出ると予想される時期に人事院勧告阻止といひますか、そういう全国的な争議行為を計画しておるといふうに聞いております。

○有田一壽君 ということとは、こちら向いてお聞きするのも大体おかしいんで、こっちで聞いた方がわかるとは思いますが、えらい間接的な質問で恐縮ですが、なぜストライキを打つ必要があるのか、その大義名分、指導職であればなぜストライキ打たなきゃならぬのか、そこら辺のところをどういうふうにつかんでおられるか、ちよつと聞きたいんですが。

○政府委員(諸沢正道君) 御指摘のように私どもは大臣のたびたびの見解にもありますように、管理職ではないということは明らかにしておるわけでございますから、そうだとすればどうしてこの制度化に反対をされるのかという点については、実は私どもも了解しにくい点があるわけでございます。

○有田一壽君 そのことはそのこととして、た
えば手当なしの主任ということを考えておる県
あるように新聞でこれは拜見した。高根でした
それから現在ある主任をやめちゃうと、そうす
と主任のない学校ということになるわけですね

そうすれば主任の制度化はあり得ないんじゃないかということ、これは校長がその気になればそういうことができるのかできないのか、それに対して文部省はどういうふうにかを指導しようとしているのか、これも聞きたいと思います。

○政府委員(諸沢正道君) 手当の問題は人事院勧告がなければ具体的にないわけでごさいますけれども、先ほども申しましたように、文部省としては規定の整備と相まって手当を支給するというたてまえで進んでおりますから、手当なしの主任制度ということとは考えていないわけでごさいます。また、現在ある主任をやめてしまおうというようなことにつきましては、そもそもこの主任を置くことを規定した学校教育法施行規則の規定は学校教育法第三条にありますところの学校の設置者は文部大臣の定める設備、編制に関する基準に従って学校を設置しなければならぬとあります。この編制の基準に関するところでございますから、それによって当然各学校では主任を置かなければならないというふうに考えておるわけでごさいます。

○有田一寿君 そうしますと、各都道府県で条例改正をやった主任の手当については分担しなきゃならないと思うんですが、そこで県が手当をつけるその財政的な裏づけをしないということが可能ですか、そういうことは不可能でしょうか、それもお聞きしておきたいんですが。

○政府委員(諸沢正道君) 手当につきましては、義務教育国庫負担法の規定によって国がその半額を負担するという法律の制度になっておりまして、その半額を国は予算のめどとしてはずで準備をいたしておるわけでごさいます。ところでどのような手当を幾ら支給するかというようにことになりまして、教育公務員特例法の規定によりまして公立学校の先生の給与の種類と額は国立学校の先生のそれを基準とするとなっておりますので、国立学校について人事院の勧告を待つて現実手当が支給されますことになりまして、当然その県立の、あるいは市町村段階の学校に

おける職員についても同じように手当を支給しなければならぬというふうに考えるわけでごさいます。

○有田一寿君 第二次勧告のときに都道府県によつてはなかなか条例化がでずうとつとつとつて、現在もまだ何県か実施していないところがあると思うんです。それはどれぐらいあるか。それからなおこの主任が制度化された場合に、県でそれをやらないと、財政的な予算措置をやらぬということができるかどうか、絶対できないものか、そこもひとつお聞きしておきたいんですが。

○政府委員(諸沢正道君) 第二次勧告につきましては現在まだ実施していないのは四県ございまして、具体的には東京、京都、大阪、大分でございますが、大分は大体三月の県議会でする予定というところでございますし、あとの三県につきましては、いづれもやらぬというのではなしに、財政の都合等もありまして、やる方向で決定をしながらまだ実現に至らないと、こういうことのように聞いておるわけでごさいます。したがって、この主任の手当につきましては、実施の時期についてはそれぞれの県においていろいろ現在の財政状態では全部そろえるということとは必ずしも期待できないかと思ひますけれども、これをやらぬというところは許されぬというふうに考えております。

○有田一寿君 さつき宮之原委員が質疑していたことに関連するわけですが、まあ、さつき答弁を私は聞きました。三月一日に管理規則改正をするとした場合に、その実施——言いかえれば個々の発令ですね、個々の発令は若干おくれのところがある、それはいつまでおくれでもいいかですね、会計閉鎖までにやればさかのほるのかですね、私が聞きたい意味は、まあ、これは私が与の立場で聞くのはどうかと思ひますが、そこはさつきお聞きしておかないと迷うからお聞きしておきますが、三月がちょうど人事異動期なものですから、三月一日に個々発令まで持っていくといつても、三月にいろいろ人事異動が行われればまた

四月にやり直さなきゃならないことになりはしないかという懸念もありますので、そこら辺のところを、発令は若干おくれでもいいのではないかということですが、まあ、お答えにくい面もあると思うんですけど、これ迷いますからね、ちよつとそこら辺のことをはつきり聞いておきたいんですが。

○政府委員(諸沢正道君) 制度のそのまゝを申し上げれば三月一日に規則を改正し発令をするというのがたてまえでございまして。ただ、実際の問題として、おっしゃる通りに三月は年度末最後の月でございますし、学校の運営は具体的には四月を起点として始まるわけでございますから、県によりましては四月から現実に発令をするというものもあるいはあり得るだろうというふうに考えておるわけでごさいます。

○有田一寿君 そのときに三月一日までさかのほるか四月一日までさかのほるかですが、三月までさかのほるんでしょか、それもちよつと……

○政府委員(諸沢正道君) 御質問の趣旨がもしその主任としての発令ということでありましたら、これは現実としてこれの主任の仕事をしなさいという業務付加の職務命令でございますから、さかのほつて発令するということはあり得ないというふうに考えるわけでごさいます。

○有田一寿君 わかりました。いつまでということとは言えないだろうと思ひますが、しかしおのづから限度があるだろうと、これいつまでも延ばしていいというものでもないだろう、個々発令の場合ですね。そこについてお聞きしたいのです。

○政府委員(諸沢正道君) 先ほども申しましたように、具体的には四月、新年度の発足と同時に職務分担といひますか、そういうものを当然学校では決めるわけでございますから、仮に三月におくられたとしても、四月の新学期発足までは体制を整えてしかるべきだと、こういうふうに考えております。

○有田一寿君 一般的なことになりましたが、先ほど申し上げましたように、これは今後、出先でもずいぶん話題になっておるようですが、自由民主党が文部省に圧力をかけてこれをやらしたと、やらせると言ったのだと、あるいは教育を政争の外に置くと三木総理も言ひ、永井文相も言つておるが、政争の中にあるではないかということ、この現実の、現在の姿を見れば、そのとおりだと思ひます。政争に巻き込まれた姿、しかしこれについて私もこの際はつきりお聞きしておきたいんですが、教育というものは中立でなければならぬというところ、当然のことだと思ひます。ところが、いま現在の現場は、イデオロギー的なものが入り込んで、どちらかといえば教職員組合の方はいわゆる左寄りの方だと、言いかえればこれは中立であるといつても中立になつていない。だから、自由民主党の方としてはもつと中立に持つていくべきだという動きはしますよ。これは政争ですからやりますよ。そうしなきゃ教育の中立は確保できないと私は思つてゐるのです。教育の中立を確保するということ、それは左と聞い、右と聞うことの中で中立というものは確保されていくので、ほうつておいて温室のような中でじつと中立になるようなものじゃないかと思ひます。だから、そういうことではいかなきゃいかぬ。私の言うのは、非常なる右翼についてはこれは当然聞う。しかし左についても聞わなきゃならぬ。だから、政争の外に置くというのは、言葉は美しいが、それは目標であつて、現実には決してそうはなつていない。だから、私もその意味では聞つていくということとで考えております。したがつて、今度の主任制度の問題について、これを静かにできれば淡々と文部省が行つてもらうことを希望してゐるわけですが、しかしながら、末端でいろいろな抵抗が出てくる。そうすれば、私も主主任制を指導職としてとることに賛成ですから、それが行われるようにしては文部大臣も反対はなさらないと思ひます。これは文部大臣も反対はなさらないと思ひます。基本的な問題について文部大臣の考えをこころで

○国務大臣(永井道雄君) 私は、文部省の立場としてこの主任のあり方を決めたわけでございませう。自由民主党においてそれに賛成であると、それが党の立場であるということであれば、もちろん、それは私として非常に結構なことであるというふうには考えますから、そういう線で御活動いただくことは望ましいことと思いますが、他方、他の党においても、またそういうお立場をおとりいただければ、これはわれわれとして非常に淡々と仕事ができるわけでございしますから、非常にありがたきことと考えております。

ただ、私、就任のときに申し上げましたが、この種のことであるいは政争の雰囲気が起こるかもしれないということは覚悟をいたしておりましたので、現在、政争の雰囲気にあるということは承知をいたしております。承知をいたしておりますが、しかし、私はどなたに対しまして、特に私自身として、いわば戦闘的な気持ちであったり、あるいは攻撃的な気持ちは全くないわけであります。これは必ず御理解をいたして、次第に、いわば淡々とこうした事柄が決まってくる方向に進むものと願っている次第でございます。

一つ、付加をいたしますと、東京に英文化振興会という、イギリスの大使館の文化部がございしますが、その人から聞いたんですけれども、イギリスでも学校の主任制問題というのがあると、ポジション・オブ・レスポンスビリティというんだそうですが、これは教員組合の方から政府に手当を要求したということがあったそうでございします。したがって、別に、ほかの国を常に模範にするということではなく、また、わが国はわが国の状況の中でやっていけばよろしい、また、諸般の事情がございしますが、しかし、そういうふうなこともあり得るということを私自身としては念願をいたしておるところでございます。

○有田一壽君 もうこれは質疑でありませう。最後に希望だけ申し添えておきますが、鹿児島の問題です。これは文部大臣にも、局長にも希望しておきますが、鹿児島県の教育長のいろいろなやつた

ことについての批判、あるいは間違っている等の御意見が出ております。後でも出るかも知れませんが、十分に周囲に対して説明をし、了解を得るところは了解を得る、合意に達しなかならぬところは合意に達する、その努力を必死になつてやらなく、やはり官庁の出先の教育長の場合はなおさらですが、しかもまた、鹿児島の場合はいわゆる田舎言葉でいうところではないわけですね、あそこ育ちであれば、小学校、中学の同級生もたくさんおられるけれども、こちらから落下傘で行ったようなかっこうになっていきますから、よほどその了解を得る努力をしながらやらなければいけませんよと、それを身を粉にして獅子奮迅の努力をなさないと、私はあのときに行つて言つたわけから、先ほど新聞にはこう書いてあるぞと言われたから、ちょっとその新聞見してくださいますと私も言つたわけですが、私はそう思っています。

獅子奮迅で主任制やれと、そういう意味で私は言つておりました。これはテープレコーダーにとられておりますから、それはお調べくださればわかります。それはどう書こうといふんです。激励に行つたことに間違いはありません。それと、いろいろ迂曲折はありましたが、知事、教育委員長、PTAその他いろいろ不十分であった点もあると、教育長の根回しが、しかしながら、よくわかつた、で、われわれは教育長を責めることもせず、今後努力をしていきたいと思います。とになつたといふことは、私は申し添えておきますが、今後また、教育長も真剣にひとつ努力をしていかなければ、そう簡単に私はよくと思わないので、そういう意味を含めて、ひとつ注意を含めての激励をやりました。ひとつ注意を含めて、なおかつ鹿児島がトップバッターに立つたといふことで、鹿児島ではなぜ、宮之原さんと久保さんと、二人やかましい人がおるところにトップバッターに立つたといふのはおかしいじゃないかと議論がずいぶんありました。けれども、まあ、それはどこかトップバッターに立たなきやならないんだから、たまたま鹿児島が立つたんだ

と、これはひとつ立つたからにはしっかりやってくれといふことを私も激励いたしました。以上、この主任制が文部省の、大臣の考えられたような方向でひとつ実施されていくように格段の努力をお願いをして私は質問を終わります。ありがたうございました。

○久保亘君 私は午前中の宮之原委員の質問に関連をしながら少しお尋ねをしたいと思ひます。きょう大臣の所信表明をお聞きしまして、所信表明の中で、「伸び伸びとした自主的で創造的な人間の育成を」目指すといふことを言われまして、「競争第一主義の風潮を排し」、「学校にゆとりのある雰囲気を取り戻し」、「いまゆとりがないからそう言われているんだと思うんですが、学校にゆとりのある雰囲気を取り戻し、学ぶ者、教える者がそれぞれ互いに助け合う風潮を醸成する」、こういうことを言われている反面で、主任制度の問題に關しては、あなたのこれまでたびたび言葉で表明をされてきたことは違つて、主任制度を実施していくその手続が非常に権力主義的な管理主義によつてやられていまして私は思つております。そのことは、いま所信表明で述べられたこのあなたの「伸び伸びとした自主的で創造的な人間の育成を」目指すという教育と全く逆行する状況をつくり出しているのではないかと、こういう点で大変心配をいたしております。

それで、お尋ねをしたいと思つておりますことは、もしこの主任制度を実施していく——中身の問題の議論はきょうは時間がないからやめましょう。しかし、この制度を実施していくその手続において非常に権力的で管理主義的なやり方が現実にあつていまして、文部大臣は責任を持つてそのようなやり方を正さざる努力をなさなければ所信表明の趣旨とも反すると思つただけけれども、その点についてまず大臣の御見解をお聞きしておきたいと思ひます。

○国務大臣(永井道雄君) ただいま先生から御注意の点でございしますが、権力主義的なやり方で主任に限らず教育行政を進めるべきでないと思ひます。他方、法に基づく権力の行使というものについて責任を負わなければいけない。私は、そういう権力主義的なやり方で進むといふことを排しますが、権力の法に基づく行使といふものは重んじなければならぬといふふうに考えております。

○久保亘君 はつきりしてもらわなければならぬのは、鹿児島県のいまこの主任制度を実施しようとしている教育長を中心とした行政権力側のやり方というもののについて、その詳細をあなたは御存じですか。

○国務大臣(永井道雄君) 先ほど初中局長が御報告申し上げた程度の報告は私受けております。

○久保亘君 いや具体的に聞きますが、教育長はあなたの方にどういふ報告をされておるか知りませんが、地教委とか、それからPTAとか、特に現場の教師たちに対して、この主任制度を実施しようとする文部省並びに県教育委員会の意思というものをも十分に説明された上で今日の状態に及んできているとお考えになっておりますか。

○政府委員(諸沢正道君) 教育長としては、市町村の教育長あるいは小・中・高等学校校長等を通じて、この主任制度の趣旨徹底ということにつきまして、一月の初めから、資料の配付、あるいは代表者あるいは幹部あるいは全市町村教育長あるいは小学校長、中学校長等あらゆる機会をとらえてこの説明をし理解をしてもらうように努力をしている、こういうふう聞いております。

○久保亘君 まずそこで根本的なあなたの方の認識の誤りがあります。私は、私の主観で申し上げるのは問題ですから、鹿児島県の市町村教育長会長の談話が新聞に出されておりますので、それをぜひ知っていただきたいと思ひます。この県市町村教育長会長の談話によれば、「県教委と山中教育長はわれわれと十分な意思疎通をはかつた、と言っているが事実とはだいぶ違ふ。われわれが初めて県教委からの説明を受けたのは一月十九日。この日は文部省で主任制度の各県主幹課長会議が開かれていたのだが、「主任制度とは一体どうい

うものか。われわれだけでも話し合いをしよう」と集まり、「どうもよくわからない」ということになり、県教委から説明を受けた。それでもみんな「よくわからない」といった状態だった。そこへ同月二十七日の準則提示。この間、各地教委の教育長はほとんど検討・審議する時間的な余裕はなかった。一番困るのは現場の校長だろう。まず県教委の準則では主任が新たに二つ増えた。こういう混乱したなかでポストにスナリする人はいるだろうか。しかし、校長はこれができないと山中さんから「職務命令」を受け、校長不適格者と思われ、「これ、新聞に市町村教育長会長が出した談話です。私は、このような状態であな方がそういう認識をされているのは非常におかしいと思う。なお、この市町村教育長会長の会長と私もがお会いをしましたときにも、こういう言葉で言われている。県教育長は強いので地教委は困っています。県教育長は何でもトープバッタになりました。こういう言葉で言われておる。私も、県の説明を求めようということで十九日の日に会を開いて初めて聞いたけれども、いろいろ問題が多い。最終的には困るのは地教委と校長です。そうして、いま初中局長が言われたように、交渉事項ではないと県教委が強く指導して、絶対に会うと言っている。しかし現場と密接しているわれわれはそういうわけにはいかないんです。これは勤務時間や勤務条件や給与と関連をする問題だし、ぜひ話し合おうではないかと言われればその交渉をわれわれは拒否することはできないと、地教委の人たちや校長たちは苦しんでいるんですよ。上からは会ったかぬと言われている。しかし現実には現場と接している者は、それでいいのかということも悩んでいる。そのところを全部、権力的に管理主義的に押し切つてやろうとしている。いまの鹿児島県教委の状況を、あなた方が何にも知らずにおつてです。鹿児島県教育委員会が大変いいことをやっていると思っておられるとするならば、重大な誤りを犯していると思ふんです。

私は、いまの教育長会長の談話などをあなたがお聞きになって、どういうふうにお感じになっているのか、文部大臣の見解をお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(永井道雄君) 私は決して久保先生が言われた言葉を怪しむわけでもありませんし疑いを持つわけでもありませんが、いまのような談話ということでありますれば、私たちとしてもそれを十分実情を調査しなければならぬ性質のものと考えます。

○久保君 今度は、もう一つ、団体交渉の問題や、それからこの問題についていま県教委がどんなやり方をしているか。先ほど官之原委員も少し触れられましたが、県教育委員会は指導文書と称する、主任制度に関する指導文書なるものを秘密裏に関係者に流しておられます。そうして、この書類を外に漏らした者は直ちに措置する。もし県教委の指示を勝手に外に漏らした場合にはその職を退いた後といえども責任を追及するという口頭の説明をつけて配られたと聞いております。その説明、指示文書の中には、交渉の持ち方から一々細かく指示して、この場合には黙秘しろ、この場合にはこういう職務命令を出せということを書いてあるだけではないで、交渉に先立つて警察、駐在所等へ必ず事前に連絡し終了後も連絡をとることという、そういう指示になっております。

○久保君 現場のあなたの方の側の交渉の責任者となるべき人たちの判断というものはほとんど持つことができないようになっております。事細かに何分たつたらどうしようというところまで指示されております。そういう状態でいま主任制度は実施されようとしているんです。そして市町村の教育長に対しては九日までに全部この準則に基づいて市町村学校管理規則を決定せよ、それができないればその次の教育長の改選のときには協力できないという趣旨の言葉がつけ加えられたと聞いております。そのために鹿児島県内のある町では教育長が午前二時まで、老齢にもかかわらず、一生懸命その作業をやりました。午前四時半に教育委員会を開いて、そこで決定しているんですよ。そのときには組合は知りませんが、四時半にやつたなどというところは、そういう異様な状態があったことに出始めております。私は、そんなことをしてまでなぜやらなければならぬんだらうか、不思議でならぬです。そして、そんなことをしてやつた主任制度というのが、永井さんが言われるような教育の効果を上げ得るものであらうか、そういう点について多くの疑問が残ります。また、財政当局との話し合いについて先ほど言われましたが、これは初中局長がいかに弁明され

ようとも協議抜きでやられたんです。県の総務部長などは全然あずかり知らぬと言っております。それ以前においては、で、知事は、非常に重大な政治問題化してきたので、これは心配だと思つて、私の方から教育長、教育委員長においで願つて、二時間にわたつて説明を聞いた。初めて主任制度というものの中身を知つたと言つておられます。一月三十一日のことです。二十七日にはすでに準則は県教育長の名前をもって市町村におろされております。そして、その二十七日の夜、県教育委員長と会いました教組の幹部はこう言っております。県教育委員長は、そのようなものが教育委員会において決定され、通達されたということ自分には知らない。ところが、山中教育長は私どもの質問に対しては、教育委員会において了解を得た上やりましたと言ふんです。で、いつ教育委員会開かれましたかとだんだん詰めていきますと、各教育委員に持ち回りで決定しました、会議は開いておりません、こういうことなんです。とにかく異様な状態で行われております。その上に、財政当局との協議がなかつただけではなくて、二月の二日には県議会が議会運営委員会において、山中さんの教育行政のやり方はけしからぬというので、長時間にわたつて議論をしております。私は、これは文部省の責任ある方にもお見せいたしました。これは社会党や公明党や共産党や、野党の人たちが言ったというだけではなくて、自民党の議員からすらも、山中さんのやり方は教育以前の点で教育長の姿勢を正さなければならぬ、正さなければならぬという発言が出ています。こういう状態の中でいま鹿児島県の主任制度がとにかくあなたの方の命によって強行されようとしていることは、私は大変憂慮すべき問題だと考えております。で、彼はこう説明するんです。中間管理職的なものではないかということは大変があれだけ言っておられるんだから、はつきりしているじゃないですか、それに反対するのはおかしいですと、こう言うから、そんなら、あなたももしこの主任制度が中間管理職的なものとして決められ

ようとも協議抜きでやられたんです。県の総務部長などは全然あずかり知らぬと言っております。それ以前においては、で、知事は、非常に重大な政治問題化してきたので、これは心配だと思つて、私の方から教育長、教育委員長においで願つて、二時間にわたつて説明を聞いた。初めて主任制度というものの中身を知つたと言つておられます。一月三十一日のことです。二十七日にはすでに準則は県教育長の名前をもって市町村におろされております。そして、その二十七日の夜、県教育委員長と会いました教組の幹部はこう言っております。県教育委員長は、そのようなものが教育委員会において決定され、通達されたということ自分には知らない。ところが、山中教育長は私どもの質問に対しては、教育委員会において了解を得た上やりましたと言ふんです。で、いつ教育委員会開かれましたかとだんだん詰めていきますと、各教育委員に持ち回りで決定しました、会議は開いておりません、こういうことなんです。とにかく異様な状態で行われております。その上に、財政当局との協議がなかつただけではなくて、二月の二日には県議会が議会運営委員会において、山中さんの教育行政のやり方はけしからぬというので、長時間にわたつて議論をしております。私は、これは文部省の責任ある方にもお見せいたしました。これは社会党や公明党や共産党や、野党の人たちが言ったというだけではなくて、自民党の議員からすらも、山中さんのやり方は教育以前の点で教育長の姿勢を正さなければならぬ、正さなければならぬという発言が出ています。こういう状態の中でいま鹿児島県の主任制度がとにかくあなたの方の命によって強行されようとしていることは、私は大変憂慮すべき問題だと考えております。で、彼はこう説明するんです。中間管理職的なものではないかということは大変があれだけ言っておられるんだから、はつきりしているじゃないですか、それに反対するのはおかしいですと、こう言うから、そんなら、あなたももしこの主任制度が中間管理職的なものとして決められ

ようとも協議抜きでやられたんです。県の総務部長などは全然あずかり知らぬと言っております。それ以前においては、で、知事は、非常に重大な政治問題化してきたので、これは心配だと思つて、私の方から教育長、教育委員長においで願つて、二時間にわたつて説明を聞いた。初めて主任制度というものの中身を知つたと言つておられます。一月三十一日のことです。二十七日にはすでに準則は県教育長の名前をもって市町村におろされております。そして、その二十七日の夜、県教育委員長と会いました教組の幹部はこう言っております。県教育委員長は、そのようなものが教育委員会において決定され、通達されたということ自分には知らない。ところが、山中教育長は私どもの質問に対しては、教育委員会において了解を得た上やりましたと言ふんです。で、いつ教育委員会開かれましたかとだんだん詰めていきますと、各教育委員に持ち回りで決定しました、会議は開いておりません、こういうことなんです。とにかく異様な状態で行われております。その上に、財政当局との協議がなかつただけではなくて、二月の二日には県議会が議会運営委員会において、山中さんの教育行政のやり方はけしからぬというので、長時間にわたつて議論をしております。私は、これは文部省の責任ある方にもお見せいたしました。これは社会党や公明党や共産党や、野党の人たちが言ったというだけではなくて、自民党の議員からすらも、山中さんのやり方は教育以前の点で教育長の姿勢を正さなければならぬ、正さなければならぬという発言が出ています。こういう状態の中でいま鹿児島県の主任制度がとにかくあなたの方の命によって強行されようとしていることは、私は大変憂慮すべき問題だと考えております。で、彼はこう説明するんです。中間管理職的なものではないかということは大変があれだけ言っておられるんだから、はつきりしているじゃないですか、それに反対するのはおかしいですと、こう言うから、そんなら、あなたももしこの主任制度が中間管理職的なものとして決められ

てきたら、そのときには反対なさいいますかと聞きましたら、私は県の教育長という職務にありますから、たとえ管理職でありましても、文部省でそう決まれば私はそうしますと、こう言っているんです。とにかくこの人のいまやっていることは、自分の一番直接のこの管理の重要なかなめにあるポストに同じように文部省派遣の大変若い青年を据えて、この青年と二人でいまや鹿児島県の教育界にはものすごい権力的な管理主義体制をしき終わって、そして有識者に言わせれば、鹿児島県の教育はそのために大変暗い状態になってめちやめちやにされたと言っている。そういう状態の中で主任制度というのが強行されるということについては、私は主任制度そのもののよしあしを議論する前の問題だと思っているんです。教育長、教職員課長両名を文部省から派遣をされておる、出向させられておる立場からして文部大臣は、このような形の教育行政が日本の一つの県においていま現に主任制度をめぐる行われているということについて、あなたの率直なお気持ちを聞かせたいと思います。

○国務大臣(永井道雄君) 先般、先ほど申し上げましたように、ただいま久保先生が御指摘のような事実について承りました。そういうところでありますとすれば、これは実情を私は当然調査いたすべきものと考えております。

○久保亘君 御調査をいただくことは大変結構なことだと思いますが、しかし、この問題は大変急を要する問題でありまして、その一切の問題をし終わってから調査をして、その辺は手続上大変不備があったとか、その点はちよつとまずかったなというようなことで済む問題ではない。私は、この主任制度をいま鹿児島県を一つの何といいますか、先駆的な立場においてこれを先例にしようという形で文部省が認めてやらしておられるこのやり方こそが主任制度の本当のねらいじゃないか。主任制度そのものがどうだこうだという書物の上の説明はもうたくさんです。いまやられているやり方そのものが主任制度のねらっていたものだとして

私は思ひます。そのことがよいのだというなら、それはそれで結構です。しかし、いま大臣が言われるように、私がいま言ったようなことが事実あるとすればそれは大変なことだとおっしゃつておるのですから、大変なことならば、もし私が申し上げたようなことが事実あるとするならば、鹿児島県における今日推進されようとしている主任制度のこの実施についてはもう一遍スタートに戻して、そういうやり方について十分調査の上、是正すべきは是正させる措置が必要なのではないか、こう思ひますが、いかがですか。

○国務大臣(永井道雄君) 措置につきましては、これは実情調査の後の問題だと思います。私は、先生の御指摘の点について、十分文部省といたしまして実情というものを理解することが先決であると考えております。

○久保宣君 きょうは残念ながら私の持ち時間がもうありませんので、私はこれ以上具体的な事例を挙げて大臣のお考えをお聞きすることができません。までもし私がいまの鹿児島県教育行政の中にあらわれているいわゆる主任制度そのものを問題にしようと思うならば、数時間かけてあなたに問題説明しなければならぬという問題を持っておりまます。しかし、きょう、そのことについて私が一方的に言ったのでは、県の教育長にもまた言い分があると思う。当事者である教職員組合の役員の側にも言い分があると思う。交渉事項であるかないかという問題についても、文部省が一方的に第三項だけをとらえておられる点について、非常に私は問題を感じております。第一項の中にはつきり、給与や勤務条件の問題に関しては交渉事項であると書いてある。なぜそこだけ抹殺されるのか。そういう指導をしておいて、そして鹿児島県の教育長がやっているのは文部省の命令でやっているのではないと、そういう言い方はないだろう。その点についても私は非常に疑問を感じます。だから、一体、文部省と鹿児島県の教育長との間に、全国の教育長との間にどういうような関係が存在しているのか、それから、文部省出身の

教育長が現地においてどのようなことをやっているのか、どんな考えでやっているのか、私はぜひこの国会の審議を通じて、当事者からもそのことを述べてもらって、はっきりしてもらいたいと考えております。

この際、私は、鹿児島県の教育長、教育委員長、鹿児島県の教職員組合委員長、高等学校教職員組合の委員長を当委員会に参考人として出席させていただくようにお願いをいたします。

○委員長(山崎竜男君) 参考人の問題は、後刻、理事会上に諮って、協議して決定いたします。

○白木義一郎君 初めに大臣にお尋ねしますが、先ほど所信を表明されました。久保委員からもちよつと触れられましたけれども、「特に伸び伸びとした自主的で創造的な人間の育成を期するためには競争第一主義の風潮を排し、受験体制の過熱化の現状を打開し、学校にゆとりのある雰囲気を取り戻し、学ぶ者、教える者がそれぞれ互いに助け合う風風を醸成することが必要であります。私はこのような教育本来の環境づくりに向けて総合的な諸施策を検討し、これを推進してまいりたい」との大臣の所信については、当然のことであると思いますが、もう大臣もおわかりのように、この主任制度の実施に当たりまして、当委員会においてもこれだけの何といひますか、白熱したといひますか、対立的な雰囲気が非常に私には強く感ぜられました。これが鹿兒島の問題に波及している、こういうように私なりに心配をしておりますが、最も私どもが恐れることは、この大臣の伸び伸びとした教育の環境づくりという所信からいへば、今後次第にほど遠い現実に進んでいくんじゃないか、こういうことを非常に心配するわけであります。したがって、子供たちは具体的な問題がわからぬはずはありませんけれども、敏感な子供たちは、先生方あるいは大人たちのこの非常に對立したといひますか、緊迫した空気は、おのずから深い影響を与えていくと憂慮せざるを得ません。

しかし、これが実施に当たって次第にいわゆる

大臣の所信の方向へ進んでいくならば、これはまた別問題でありますけれども、現況から将来を考えますと、ますますその大臣の考えていられる環境づくりから急速に反対の方向へ進んでいってしまうんじゃないかと、こういう心配をいたしますので、大臣として、責任者としてですね、こういう現実問題から将来の展望について確固たる確信ないしは自信をお持ちかどうか、あるいはこれに対処する具体的な決意をお持ちであるかどうか、最初に伺っておきたいと思います。

○國務大臣（永井道雄君）　ただいまの鹿児島の間

題につきましては、この規則を決めます過程についての問題でありまして、それについて実情を検討する必要があるということは、先ほど申し上げたとおりであります。しかし、他方いま白木委員の御質疑になりました点について申し上げますと、実際これまでのところ長くこの主任の問題というものを中間管理職という形でとらえてきたということは、否定できない事実であります。そこですで、そういう形で強化をしようという考えの方で、他方、管理職的なものであるならばぜひ阻止しようという方々が多くありましたために、相当の衝突というものが、やっぱりすでにこの問題が起る前からあったように思われます。

で、私自身は、しかしながら、この現在の主任の実情を見ましても、これはたとえば生徒指導というような言葉を見ていただきましてもわかりますように、とても管理的なものではなくて、本来に指導をいたしていくものでございます。また、学年主任のようなものでも、これはほかの職業でもそうだと思いますが、大学を卒業しただけでなかなか本当に十分に仕事を達成するということにまいりませんから、多少ベテランの人からいろいろ指導を受けるというようなこともあるわけでございまして、私はそういう点でいささかわがわななという学校教育、この現場においていわば教育指導という点でいささかわがわななという点に、まして、御父兄もそういう点について憂慮をされている方も多いということでござい

いますから、私が考えましたこと、そしてそれが省令化されましたことを御理解を得ますならば、私はこの問題について必ず道が開けてくるはずである、かように考えております。

そういう意味合いにおきましては、先ほど松永委員も言われましたように、十分に議を尽くせというところでございまして、まあ前も十二月にこの席で申しましたが、私はこういうところで十分に御理解をいただきますなら、今後これはさほどの衝突というふうなものがあろうはずはなく、わが国の学校教育というものが本当に創造的な子供を育てていく上で力強い先生のチームをつくり上げていくというはずのものであると考えて、あえてこうした立場に基づく省令化を行った次第でございます。

○白木義一郎君 大臣のお話によりまして、この主任制度の実施に当たっては、現在在職児童等の一部、ほんの一部紛争に近い状態が起きているけれども、これは将来にわたって実施の段階で大方の理解を得て、国民があるいは父兄が心配のないような方向へ必ずいくと、こういうお答えのように伺ったんですが、再度その大臣の見通しといいますか、決意を再度伺いしておきます。

○国務大臣(永井道雄君) 私どもの考えの意のあるところを御理解いただけますならば、私はそうした、先ほど申し上げたような方向に進み得るものと考えている次第でございます。

○白木義一郎君 条件つきのあれですけれども、理解すればということですが、先ほどからの質疑はとも理解どころではないというように非常に心配をしておるわけですが、そこで、具体的なこの実施の段階に当たって、私どもは国民的な立場でお伺いするわけですが、現在の主任制度があります。それからこの新しい省令で、省令化した主任制度のかみ合いですね、どういうふうなことから先生方の間に感情のもつれ等が起きないような方法をとっていかれるかということについてお伺いしておきたいと思います。

○国務大臣(永井道雄君) これは先生の同じ党の

内田議員が昨年非常に御心配に——長い御経験の上で御心配になった点でありまして、やはり主任が新しく決まりますと、その人に全部おつつけてしまうというふうな方向があり得るのではないかと。で、私は実は十二月に「補足見解」を書きましたときに、内田先生だけではいいのですが、諸先生方のことを頭に置きながら、むしろ反対あるいは御批判をいただいた点を配慮いたしまして、補足説明をいたしました。要するに、その新たに主任になった人が他との協力関係を失うようになつていくのはどういふ事態でそうなるかという

と、たとえばその地位についても全然譲らない、ほかの人に一切その地位を譲らないというふうなことで、いわゆるエリートコースになつていった場合に協力を得にくいということがあつて思ひます。そこで、私は、繰り返しやはり専門的な適格者はできるだけその地位についていた方がいい。ローテーションというのではありませうけれども、そういう姿の協力をやはり今後特に維持していくというのを強調いたしました。また主任になられる方が、今度はいわば労働の対価といったしまして待遇の点というふうなことも手当の上から助けになりますから、したがって、持ち時間というふうなものにつきましても、主任になると、いまもそうではありませうけれども、非常に減らしてしまふというふうなことはなく、やはり主任としての責任を重んじて、授業をしな

らなかつ主任としての仕事をしていたら、そういういわばきめ細い運用の方法が必要である。これは、この点は内田先生が言われたことを記憶して書いていただいておりますが、そうした運用が非常に必要であるというふうなことを考えております。

○白木義一郎君 そうではなくて、私の伺っているのは、現在主任が五人いるとします。今度の主任制度で三人主任が、教育長あるいは教育委員会、校長にその任命権を委託すると、三人できたとすると、この残ったのはどうするか。それから、じゃ、いまいる主任をこのまま認めるのかどうなのか。そういう点で、大臣は理解を得れば、

得ればおっしゃっているけれども、伺わないとおっしゃっていただけないような理解の求め方は非常にわれわれ納得がいけないわけです。さつそうと最初に民間から文部大臣登壇されて、あたかも三木さんが最初になられた、あるいは田中さんが総理になられたときには、国民は非常に期待してたんだけれども、だんだんだんだん先輩になつてあんな世論調査すると大分支持率が下がつたんじゃないかというふうな心配をするわけですね。けれども、あなたの心情、立場を察すればわからないわけではないわけだけれども、やはり問題は、将来の日本の方向を左右する教育という大事な問題ですから申し上げるわけですが、その具体的な問題をはっきりしておきまさんと、まず先生方がざわざわすると、そうしますと、それは当然子供に反映するわけです。大変具体的な問題ですが……

○国務大臣(永井道雄君) どうも先ほどの先生の御質疑の趣旨を幾分取り違えた点があつたかと思ひますから、その点はおおむねを申し上げます。実は、先ほどの点も大事な点ですが、いま先生が御指摘の点もきわめて重要であります。今度省令によつて主任というものでいわば選出されて決めるもの、これは全国的な統計に基づきまして、そしてそういう意味で重要であると思われるものを選出させていただきますが、しかし、教育委員会というものはそれ以外のものも書き加えていくのだというのをまた規定しているわけです。といひますのは、先生言われますように、ほかに重要なものがあるのじゃないかということでありまして、そういう余地を残しております。それでは、そういう人に手当が一切つかないかという問題が必ずまたそこで出てくるわけでありまして、いま私どもが考えておりますのはどういふことであるかといひますと、これは本日の予算の私の全般的な説明にも記してございますが、第三次給与改善というものが二年に分けてございまして、そして本年度分と来年度分に分けてございまして、今度いわば手

当の対象にならない主任で、しかも非常に重要な仕事をしておられるために、当然そうした手当の問題を考慮しなければならぬ方を生じてくる場合について、それについては来年度の課題として検討を続けるということでございます。で、それはまたそうした今度の予算の配慮ともかみ合っているわけでございます。今回限りで、ですから、もう後はがまんをさせていただく、まあ、い

わがある人が運がよく、他の人が不運というふうなことがないような検討を続けたいと、こう考えているわけでございます。

○白木義一郎君 そうしますと、現在ある、現在設けられてい——いずれも大事だから設けられている主任の先生方は、この制度が実施されると、当然自動的にそのまま引き継がれるわけですか。それとも改めて校長ないしは教育委員会から任命をされるようになるんですか。

○国務大臣(永井道雄君) 現実問題としては引き継がれる場合が多いと思ひますが、ただ、任命の形につきましても、これもなるべく現状に即して進めるつもりでございますが、進め方について文部省が発表をいたしまして、都道府県の教育長に御説明している方式がございますから、詳細は初中局長から申し上げます。

なお、先ほど申し上げました、来年度にわたつても検討を続けるというものは、いまこの席で初めて申し上げたわけではなく、すでに教育長それから教育委員長の全国の協議会におきましても私はその旨を御説明してありますので、それらの責任ある地位の方々から都道府県の委員会あるいは教育行政組織に伝達されているはずでございます。で、念のためにつけ加えさせていただきます。

○白木義一郎君 はつきり答えていただきたいんですが、もうそれは、いま現存する主任はあくまでもこのままある期間までいくわけですか。それとも、それも教育委員長あるいは校長に任せられるわけですか。

○政府委員(諸沢正道君) 委員長。

○白木義一郎君 いやいや、ちよつと……。大臣、

な意見があります。関係者としての議会にも反対決議が上げられたところがある。これは一面に日教組が反対する以外、どれもこれもが目的を承認しておるかのようには言われるのは、現実と違ふことを言いつくめるものであると思います。私は大阪の出身ですけれども、大阪府議会はこれは反対決議を上げております。大阪府議会の政教構成をどうにすれば、これが一部の意見であるのか、そうでないのか、これは明らかでなくとも思われます。地方の教育行政に責任を持つておる教育委員会の中でも、京都府教育委員会など府県レベルのものから市町村議会、多数がこれに対して納得がいけない、内容的な問題について現状変更を加えることが改善か改悪か、改悪につながるという立場で反対をしております。首長にも神奈川県知事などの反対の声明がある。国民の多くは内容的にこれを改善と見るに至っていないのであります。改悪であるという意見も非常に大きな国民の声である。国民の合意を得る立場からこの点の強行はやめられるべきであるというのが第一であります。

二番目には、いま出ておる問題をどう見られるかということです。少なくとも文相がうたわれておるこの教育目的とは逆行するような行政効果が現に鹿児島であらわれておるではありませんか。先ほど宮之原委員、久保理事等から述べられた点、私も現地から報告を受け、述べられた範囲のことが寸分違わない真実だということを承認をしております。文部省が十分にこれを知らないなどというのは、これは包み隠すものであつて、常識として通用しない話であります。鹿児島にあらわれている例は、これは悪しき典型である。しかしその根は深い。この問題をどう解決するか、これはここでどうしても明らかにされなければならぬ問題であり、引き続きこの国会の中でも明らかにされるべき問題であります。私は久保理事から提起をされた山中教育長を参考人に招致をして実情を聞くべきだと、こういう意見に賛成の態度を表明をいたします。このことをこの文教委員会の

中で説明をする必要がある。この点について本来主任という教育目的を遂げるための手段、いわば学校設置基準の編制の基準に従つて規則を整備するといった条件整備のこの問題が自己目的のようになつて、あしき管理主義がこの機会に新しい力を得て動き始めておるといふ問題、これについての文部大臣の見解、少なくともこういう現状が文部大臣の本意に合致するものか。これを制定して、調和ある、管理主義に偏重しない教育行政をもたらしんとする趣旨に沿うものか沿わないものか、お答えを願ひたい。

○国務大臣(永井道雄君) ただいま小巻先生から御批判をいただきましたが、私実は自民党の方からも御批判をいただいたわけですから、そこで思ひますに、これはわが国の教育を進めていく上では非常に政治家の方々が激しい、あるいは強い御熱意を持っていただくことについて私は感謝のほかにないものであります。同時にまたそのことがしばしば対立を生じやすいという要素があるというところも否定できないように考えております。ただ、そうした状況でこの問題についての討議はどうかということでもございしますが、国会についての討議は先ほど先生も申されたとおりであります。が、実はそのほかに、教育関係の学者諸君なども相当の話し合いをやり、それから新聞の論説、あるいは世論調査等も見ましたのですが、必ずしも先生がおっしゃったように反対が圧倒的というふうなことでもございせん。実は論説などはほとんど大部分と言つてよろしいと思ひますが、いまのような形で主任を置くということも妥当ではないかということでもございします。そこでまた学者の方々にもしもそういう方が多数おられるわけでありまして、新聞の世論調査も必要でしたら材料を提

供いたしたいと思ひます。とりわけ全国調査といつたしまして、主任直接ではありませんが、一月十四日の読賣新聞は、やはりいまの先生もつぱな方はいらつしやるのですが、さらに質を高めていくことのために教育行政の方でしっかりやつてほしいという御要望があり、それが五四・五%に達

して第一位でございますが、そうするとそういう問題が……

○小巻敏雄君 すでに答えられていますからね、簡潔でいいですよ、これは。

○国務大臣(永井道雄君) そういう考えで私は進めてきているわけでございます。なお、鹿児島の問題につきましては初中局長から御答弁をいたしたいと思ひます。

○委員長(山崎竜男君) 諸沢初中局長。

○小巻敏雄君 文部大臣に聞いていたのですが

○国務大臣(永井道雄君) 私は、これは先ほど久保委員に申し上げましたように、久保委員からいろいろ御指摘の事実がございましたから、そうしたものにについては当然そのとおりであれば実情を調査しなければならぬと考えております、というふうにしてあります。

○小巻敏雄君 そのとおりであればいまから調査すると、そういう状況ではないというのが私の把握しておるところであります。

ここで大臣にお伺ひしますけれども、いま報告されておつて新聞にも記述されて、地方紙などにはかなりこの問題を詳しく伝えておりますから、調査の云々の言う前に、現地の新聞などをお読みになればそれだけでかなり状況は明らかになつております。それに出された文書などは、文部省の方から調査目的のためにとられたら即日でも飛行機というものもあるのですからね、手に入るはずだ。この問題が言われるところから見ていくならば、いまからゆっくり調査、こういうことならひとつゆっくりと施行の日を延ばすなり、時限で各個撃破というのをストップさせて、そうして御調査をお願いしたい。すでに目の前にあらわれてきた行政効果を始末することなしに、なし崩しに進行していくということでは、大臣も常から述べられるように過去の体質の欠陥を批判することなしに新しい改革は始まらないのであります。大臣はそのことは持論であつたというふうにして承知をしておりますけれどもどうでしょう。まさにこの鹿児島

山中教育長のあり方、この規則の中にも、この通達で散見されるこの官僚主義の体質、具体的に言えば、この中で文部省の追加見解とは全く異なつておる現場の実態が、校長の選任に対して職員会議で決定することがあつたら飛越せとか、さまざまなことを書いておられますけれども、こういう問題について文部官僚主義が生み出した、これは落として子じやないか、まず文部省自身が官僚主義体質を克服し、こういう県教委のあらわしてきた問題については、厳正にこれの解決を図るというのが先決をしたいと思います。この点について新しいものをつくるためには、過去の誤った傾向を徹底的に批判をするということなしに進むことはできないと、重ねて文部大臣にお伺ひをするわけ

○国務大臣(永井道雄君) 私は文部省におきましても、文部省内で討論をして、そしてこの制度を實現しようとしておるわけでございしますから、この考えは文部省に關して申しますならば、別に私個人ということではなく、省並びに私、まあ私を含めた省の考え方でございます。

ただ、ここでひとつ先生に御理解をいただきたいことは、この主任制度の制度化絶対反対という立場をとる集団がございします場合に、なかなか話し合いができないという側面もこの問題に含まれているように理解いたしておりますので、そうした点もやはり勘案しなければならぬと思ひます。およそ制度の實現の場合に、先生御指摘のように、いろいろな面から従来の考え方というものについて話し合いながら変えていかなければならぬが、もう一切この内容についての検討は抜きとしてただやめるといふふうなことがあれば、これはなかなか話し合いができないということは客観的な事実として、やはりこれも考慮していかなければいけない点であるといふことは、先生も御理解いただける点であらうかと思つております。

○小巻敏雄君 私はここで、教育を政争の具に持ち込んでおるのは少なくとも鹿児島県においては常軌を逸した県教委の側に責任があるんだと、こ

ういう点を文部大臣が確認をされるというようにことなしにこれの解決を図ることはできないというふうな思ふわけですね。しかし、その点について総論でこの教育の立場をとられる文部大臣が、この点についてあいまいな態度をとられることは、はなはだ遺憾だと思ふわけです。

先般も衆議院において山原委員から、現実には従来からの文部省の管理主義的な体質というものは、さまざまにあしき遺産を残しておるといふことの具体的一例としていわゆる管理行政、「新学校管理読本」の内容を、実際はこれは地方課が各府県教育委員会を指導するための手引きであり種本になつておるものを、これは一説であるというふうな故意に軽く見て、これについての今日の見解と態度を示されておらぬわけでありました。文部大臣の今日の見解はこれとは別に、整合するときは文部大臣の見解が優先するかもしれませんが、これもこれがこれとして、体系として生き続けることについては再検討を加えるというふうな話も、少なくとも妥当でないところを検討して、これを始末するまでの間は、ひとつたな上げにするとか、こういう話もないわけですね。こういう状況の中で進んでいくときには、現場は必ず二つの傾向の主人に対して、どっちに迎合するのかわからないことを考えるわけですね。従来から同じ人脈、人材を通じておる地教委が、あるいは県教委が、従来から続いておる管理主義的な立場に依拠をして、そちらの方向へ偏向をしてこの行政を進めようとするのは、水が低い方へつくと同様に当然の道理ではなからうか。こういう点で、鹿児島問題についても、いまから調査をするというふうなことは非常に態度があいまいであるということをおし上げるとともに、必ず委員長においては、久保理事からも提案のありました教育長を参考人としてここに招致をして、そしてこの審議をするということを実現してもらいたい、このことを申し上げておきます。

重ねて言いますけれども、この管理読本についてはどういう取り扱いと措置をされるのか、内容

【参議院】

について、これは初めからしまいで、職員会議の規定について言つたつて、主任制を実現したら職員会議の内容は奪うことができるというふうなことが書いてあるんですよ、明らかに。そして、職員会議が無用の長物となつておるものを、残った価値はどこにあるのかと言へば、いわばそれはヒューマン・リレーションズと、それから職員厚生の話と、あとは現職教育といひますか、こういうものに利用できるだけだといふようなことも書いておるわけですね。主任名を挙げて、これは正しく運用をすれば、職員会議を解体をし、内容を空洞化させることになる大きな武器だといふようなことも書かれておるわけですね、別のところでありまして。こういうたふうなものについては見直しをされるのか、今日で大臣見解と並行してこれが走り回ることが適切かどうか、このことについて念を押しておきたいと思ひます。

○国務大臣(永井道雄君) 大臣見解ばかりでなく、省令、通達も考えております考え方と、その本の中に含まれておる中にも異つたものがありまして。で、いずれが優先するかという、これはもう山原議員にも申し上げましたわけでございますが、言うまでもなくそれは研究会が出しました私的刊行物であります。確かに文部省の人は参加をいたしておりますが、そうでありまして、そして大臣見解、それから省令、通達は文部省の公の立場を代表するものでありますから、疑いなく公の立場を代表するものが文部省の行政の立場であるといふことは、先般山原議員に申し上げたのです。が、今回も改めてその点を申し上げて、御疑念のないようにお願いしたいと思ふ次第でございます。

○小巻敏雄君 念を押しておきますけれども、文部省が国家予算を使つて、そうしてやる文部主権の行事等の中でも、サイドブックやテキスト、影響下における教育長協議会とか、あるいは教頭会なんかでもサイドブックとして用いるというふうなことが行われておりますが、さうなことに

いては今後見合わせるなり再検討するなりされる用意はあるかどうか。

○国務大臣(永井道雄君) 今後の研修におきましても、先ほどから私が申し上げております、また省令化されております線に沿つての研修を行うようにいたします。

○小巻敏雄君 ちよつとわからなかつたけれど、見直しをするなり見合わせをするなりされるんですか、こういうものの使用については。

○国務大臣(永井道雄君) その本全部も一つ詳しく読んでみないといけません、と言ひますのは、人間、研究発表の自由といふものがありますから、いろいろな意見といふものがあると思ひます。ただし、省の立場といふものは公で、これは行政上責任を持つて統一されたものでなければなりません。したがつて、発表の自由その他ありますけれども、しかし、省の立場で書くべきものは混乱があつてはならないといふふうな考へておりますから、研修を行うに当たつて省の立場が何であるかといふことを明らかにするときは当然その線に沿つた、そうした資料によつて行うべきものであるといふふうに申し上げておるわけでございます。

○小巻敏雄君 これについては、もつときつぱりとした答弁をもらなければならぬと思ひます。具体的な内容についていま一々指摘することはできませんけれども、これは少なくとも大臣が、管理主義的傾向に対して——行政の、これを是正しようとするなら、これは全面的に見直されるものと、少なくとも文部省主権のところではサイドブックなんかには、あるいは教材として用いられるべきものでない。このことは、引き続いて答弁を求めるまで追及をしたいと思ひます。

この点につきまして、これは、一つ意見を言わしてもらふなら、少なくとも省令を公布するようなどときはかなり無理があつても脱免のごとく公布されるけれども、自分の内部について問題を是正するときは処女のごとしというふうな態度は、少なくとも改めてもらふのでなければ、看板とされ

ることは実は上がらないと、このことを申し上げておきたいと思ひます。

残り時間も少なくなつておりますけれども、内容を審議する立場というのから、特に、この二十五日付の七点の「補足見解」、そして今度は教育長協議会の前日に出された次官通達、これらの中で、従来の疑点について答えられたかに見えるところについて二、三の点をただしておきたいと思ひます。

まず第一に、この主任の職務と職務命令については、管理主義をこまかして指導、あるいは指導職としておるのではないといふことを、これはかなり明確に言い切つておられると思ふわけですが、少なくとも、この指導と職務命令の関係です、主任が職務命令を出す職務でないといふことはかなり明確に言われておると思ふんですね。しかし、この指導に対して職務命令はなじまないといふ趣旨であるのかどうかですね、指導といふものは職務をもつて行うものでないといふ趣旨であるのかどうかという、このことを一言ただしておきます。

○政府委員(諸沢正道君) その点につきましては、主任の職務を連絡調整、指導、助言としたわけでありまして、連絡調整、指導、助言の中には、職務命令を下すといふようなことは入らないわけでございます。

○小巻敏雄君 よし、わかりました。

次に、任命方法についてであります。前回、私の質問に対する大臣答弁、あるいは局長答弁の中でも、この点については幾つかの答弁をいただいておりますが、任命方法については、この制度化によつて現状変更を行おうとする行政意図は持つていないと、このように見解の中で説明をされておると思ふわけですが、それでいいわけですか。

○政府委員(諸沢正道君) その点につきましては、御承知のように、次官の施行通達の中にも「公立の学校については、その発令を、当該学校を所管する教育委員会が行うか又は校長が行うか

私たちが努力をいたしますればそこから新しい道を開き得るものであると考えているわけでございます。

○中沢伊登子君 こういう鹿児島のような問題で一番犠牲になるのは、私はやっぱり子供たちだと思ひます。最近やっぱり子供たちがいろんな困つたことの問題を先生に相談をしないという子供が相当ふえております。これは大変ゆゆしい問題だと思ひます。その点で私もはもともととて教育の現場が子供中心になるようにと、こういうことを強く要望をしているわけでございます。

そこで、主任の制度化を実施できる市町村は全国で大体どの程度と予想されておられますか。同時に、三月一日を目途としておられるわけですが、実施できなかった市町村に対する今後の見通しというのはどの程度でございますか。

○政府委員(諸沢正道君) 現在のところ、各県の教育長に見通しはどうかというのを先般尋ねたわけでございますが、その結果としてまあ三分の二くらいの県は三月一日までにやれそうだといいことでございますから、その教育長の見通しをそのまゝおかりすれば三分の二くらいになるであろうということでございます。ただ、この場合は主として県を中心にお話をしておるわけでございまして、具体的な各市町村の段階になりますと、三千有余あります市町村のうちどれだけが実施できるか、大体県が三月一日にやるとすれば、県内の市町村もできるだけそろって同時に実施するのが望ましいわけでございますが、その辺はまたいろいろ事情がありましようので、私もどしどし明確にどのくらいのことはいま申し上げられる段階ではないわけでございます。しかしながら、仮におくれたとしても、できるだけ早い機会に規則をつくっていただくようにさらに指導をしてまいりたい、かように考えております。

○中沢伊登子君 先ほど小巻委員が任命方法について質問をしておられたが、私もこの問題で御質問申し上げたいと思つておつたのですが、重なりますので、一点だけお聞きしたいのは、いろんな任命方法があるわけですが、望ましい校内管理組織をつくるためには、任命方法を統一する必要があるのではなからうか、将来は統一するおつもりでございますか、いかがでございますか、その点伺いたいと思ひます。

○政府委員(諸沢正道君) 任命方法につきましては、私も示しました準則で三つの案、一つは教育委員会が校長の意見を聞いて任命する、一つは校長が教育委員会の承認を得て任命する、もう一つは校長が任命して教育委員会に報告するという三案でありまして、その三案のいずれかをとるかは各県の教育委員会または市町村の教育委員会に判断していただく、こういうことになっておるわけでございます。したがって、今度は、県なり市町村の段階で各種の主任がございまして、その主任について同じような任命の方法でこれを統一するということが当然あることだろうと思ひます。

○中沢伊登子君 省令で示した主任職を配置する基準となる学校規則はどの程度でございますか。また、その標準に満たない小規模の学校において省令化された主任の一つあるいは二つだけの主任を置くことができるのかどうか、その場合、手当が支給されるのかどうか、お伺いしたいと思ひます。

○政府委員(諸沢正道君) 省令に規定してあります主任は、特別の事情がない限り置くというたてまえになっております。そこで、何が特別の事情かと言へば、施行通達の中に小規模の学校等の場合であるというふうにしてありますから、したがって、その各教育委員会の判断において主任を置く場合と置かない場合がそれぞれあり得るだろうと思ひます。

ただその場合、どの主任にどれだけの手当が与えられるようになるかという点につきましては、人事院が勧告をいたしまして、その勧告の具体的内容によって決定をされる、こういうふうに考えております。

○中沢伊登子君 小さな学校と大きな学校と、そういうときに学校の教育内容が見劣りのしないようにその点は十分御配慮をいただきたいと思ひます。

それから最後に、教員給与の第三次改善に当たっては一定の資格と教員経験を持った者を一等級にするなど教師の教育への情熱と努力が正当に報われる形で配分されるべきであることは昨年の七十五通常国会における一般職の職員給与の改正に関する法律案の附帯決議の中でも明らかにされております。

また、主任の省令化に当たつての大臣の補足説明でもこの趣旨を明確にしておられますが、大臣にお聞きしたいのは、一定の教育経験を持つ者を一等級にする措置は一体いつ実施されるのですか。まずこれについて。

○国務大臣(永井道雄君) これは人事院勧告が出ましたときに措置されるわけでございます。

○中沢伊登子君 人事院勧告も二月になされるかと思つたら、どうも新聞を拝見しますと三月にずれ込んだらうでございますが……

さらに、来年度において一応人材確保法に基づき教員給与の改善計画は終わることになりますね。その財源も主任手当の支給に使われているというところが予想されております。これとの関係で具体的な実施時期はいつになるのですか。

また、大臣は、この三月に予定されている人事院勧告に先立って人事院にこの措置をとるようによつて要請しておられますかどうか。

○国務大臣(永井道雄君) 二年次分の予算の使い方につきましてはまた本年の人事院勧告以前に要望いたす考えはございません。

○中沢伊登子君 以上で結構です。

○委員長(山崎電男君) 本件に対する質疑は、本日はこの程度にとどめます。

○委員長(山崎電男君) この際、派遣委員の報告に関する件についてお諮りいたします。先般当委員会が行いました教育、学術及び文化

財保護に関する実情調査のための委員派遣について内藤君から委員長の手元に報告書が提出されておりますので、これを本日の會議録の末尾に掲載することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山崎電男君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

本日はこれにて散会いたします。
午後二時三十三分散会

〔参照〕

昭和五十一年度文部省所管予算概算補足説明

昭和大臣からその概要を御説明申し上げましたが、これを補足いたしまして、お手元にお配りしております「文部省所管昭和五十一年度予算要求額事項別表」により、御説明申し上げたいと存じます。

まず、事項別表のページに、昭和五十一年度予算の総額を表にして掲げておきました。

すなわち、一般会計予算額は、二兆七千五百九十八億三千百万円で、本年度の当初予算額に比べ三千五百六十二億三千二百百万円の増額であり、その増加率は、一四・八パーセントとなっております。

また、国立学校特別会計予算額は、八千四百五十九億二千九百万円で、本年度の当初予算額に比べ一千二百二十九億三千五百百万円の増額であり、その増加率は、一六・八パーセントとなっております。

また、一般会計予算額に国立学校特別会計の自己収入等の予算額を加えた文部省所管予算額の純計は二兆九千六百六億一千四百百万円で、本年度の当初予算額に比べ三千九百四十二億六百万円の増額であり、その増加率は、一五・四パーセントとなっております。

このほか、総理府所管予算に百十六億五百万円の沖縄の文教関係費が計上されておられ、これを含めると、昭和五十一年度の文教関係予算の総額は、二兆九千七百二十二億一千九百万円となっております。

なお、二ページには、財政投融資計画の表も掲げておりますが、昭和五十一年度の財政投融資計画中文部省関係は、日本私学振興財団貸付金三百九十九億円と国立学校施設整備費四百七億円の合計八百六十六億円であります。

続いて、ページを追って主要な事項について御説明申し上げます。

第一は、三ページから始まる「初等中等教育の充実」に関する経費についてであります。

まず、「一、義務教育教職員の定数の充実及び給与の改善等」では、給与費等に係る義務教育費国庫負担金及び公立義務学校教育費国庫負担金として一兆四千六百十六億四千二百万円を計上いたしております。これは、本年度の当初予算額に比べ一千万七十一億四千四百四十九万五千円増加しております。その内容の主なもの、文部大臣から御説明申し上げました人材確保法に基づく教員給与の改善に要する経費二百四十億九千九百五十万円のほか、義務教育諸学校の教職員定数について、児童・生徒の増加に伴う教職員の増を見込むほか、第四次の教職員定数改善計画に係る教職員定数の増、養護学校及び特殊学級の増設に伴う増等を合わせて、一万三千九百四十一人の増員に要する経費であり、その他旅費単価の引上げによる増等があります。

次に、五ページの「二、義務教育諸学校等の教材整備の推進」では、教材整備十か年計画の最終年度としての充実等を図ることとし、百三十億七千万円を計上いたしております。

次に、同ページの「三、義務教育教科書の無償給与及び就学援助の強化」では、五十一年度前期用教科書から購入価格を五パーセント引き上げることとして教科書の無償給与費三百五億四千七百万円を計上いたしております。また、就学援助の強化につきましては、要保護及び準要保護児童生徒に対する援助費の補助単価の引上げ等を図ることとし、二百三億六千七百七十七万円を計上いたしております。

次に、七ページの「四、幼児教育の普及充実」

では、まず、幼稚園就園奨励費について、父兄の経済的負担の軽減を図り、幼稚園教育の普及に資するため、生活保護世帯等特に生活が困難にしている世帯に係る保育料等の減免最高限度額を引き上げるほか、補助対象人員を増員することとし、四十四億円を計上いたしております。また、公私立幼稚園の新増築に係る幼稚園施設整備費につきましても、補助単価を引き上げるとともに、私立幼稚園については事業量の拡大を図ることとし、七十二億九千三百万円を計上いたしております。

次に、十ページの「五、道徳教育の充実強化」では、本年度から、同一市町村内の小・中学校数を併せて道徳教育協同推進校を指定することとしたところであり、五十一年度においても引き続きその施策を進めることとし、一億六百万円を計上いたしました。

次に、十一ページの「六、特殊教育の振興」では、まず、養護学校教育の義務制を実施する五十四年度までに、都道府県、市町村等の各教育委員会に就学指導委員会を設置させて適正な就学指導を図るため、その設置を更に推進することとし、児童・生徒の心身障害のために通学できない児童・生徒に教育を行うための訪問指導員及び盲・聾・養護学校に就学する児童・生徒の心身障害児・児童・生徒の介助を行う職員についても、増員と補助単価の引上げを図ることとしていたしております。また、特殊教育諸学校建物の整備につきましても、補助単価の引上げを図り、一億一千四百四十九万円を計上いたしております。

次に、十五ページの「七、定時制及び通信教育の充実」では、定時制課程について、教科書の給与を四年次生まで、修学奨励費を三年次生まで拡大するとともに、新一年次生から修学奨励費の貸与月額を引き上げることとしたほか、新たに、通信制課程についても修学奨励補助の制度を設ける等その充実を図り、四十八年一千七百万円を計上いたしております。

次に、十九ページの「八、理科教育及び産業教育の充実」では、高等学校産業教育施設・設備基

準を改訂し、五十一年度から改訂基準により整備することとする等その充実を図り、九十七億六千七百七十七万円を計上いたしております。

次に、二十三ページの「九、英語教育担当教員の資質向上等」では、英語教育の改善充実を図るため、新たに、英語担当教員研修講座の実施及び機器利用英語教育研究指定校等による調査研究の実施のために必要な経費を計上いたしております。

次に、二十四ページの「十、へき地教育及び同和教育の振興」では、まず、へき地教育の振興につきましても、引き続き、教員宿舎建築費補助、スクールバス等購入費補助、高度へき地学校児童生徒修学旅行費補助等の充実を図り、四十九億五千五百万円を計上し、また、同和教育の振興につきましても、本年度当初予算額に比べ四三・五パーセント増の四十億二千九百九十九万五千円を計上いたしました。

次に、三十ページの「十一、学校給食の整備充実」では、まず、学校給食施設設備の整備については、米飯給食の導入を推進するための炊飯施設を計上するとともに、学校給食用物資の安定的供給に資するため、日本学校給食会を通じて都道府県学校給食会に対して学校給食用物資の取扱資金を供給する学校給食用物資安定供給対策特別事業費補助について七億五千万円を計上し、本年度に計上した十二億五千万円と合わせて、資金量を二十億円に拡大することとしたしました。また、日本学校給食会に対する学校給食用小麦粉供給事業費補助等の学校給食用物資の援助につきましても、十九億三千九百九十九万円を計上いたしております。

次に、三十三ページの「十二、公害対策、学校保健、学校安全の改善充実」では、引き続き、大気汚染による被害の著しい地域に所在する公立小・中学校の児童・生徒に対する特別健康診断、大気汚染地域及び市街地域の公立小・中学校における移動教室、植樹及び芝張りを行う事業等に必要経費として、七十九億九千九百九十九万円を計上いたしております。

次に、三十七ページの「十三、公立文教施設の整備」では、二千五百六十億五千八百万円を計上いたしました。これは、本年度当初予算額に比べ四百八十七億円の増額で、増加率は、二三・五パーセントとなっております。その内容といたしましては、まず、校舎等建物の新増築等では、児童生徒急増市町村における公立小・中学校校舎の新増築等に重点を置いて、事業量を四百七十一万八千平方メートルに引き上げるほか、補助単価についても、本年度当初予算に比べて鉄筋コンクリート造校舎の場合で七・四パーセントの引上げを予定いたしております。また、本年度までの臨時措置として行つてまいりました児童生徒急増市町村の公立小・中学校建設用地の確保を促進するための用地購入費補助について、五十一年度も引き続き実施することとし、交付率を六五パーセントから七〇パーセントに引き上げることとしたしております。

さらに、五十一年度においては、高等学校生徒急増問題に対処するための緊急対策として、新たに、一定の要件に該当する公立高等学校新増設建物について補助することとし、三十九億八千四百万円を計上いたしております。なお、私立高等学校新増設建物についても、別途、二億四千五百万円を計上いたしておりますので、これを加えると、高等学校新増設建物に対する補助金全体としては、四十二億二千九百九十九万円を計上いたしております。

次に、三十八ページの「十四、教員の養成確保と研修の充実」では、後述の教員大学院大学の創設準備等及び国立大学教員養成学部の整備充実等を行うとともに、中央教育研究団体及び都道府県教育研究団体に対する財政的援助を引き続き行うほか、教員の海外派遣についても引き続き五千人を派遣することとしたしております。

次に、四十一ページの「十五、各種教育調査事業の拡充」では、五十一年度の新規の調査として、幼児教育に関する総合的実態調査及び児童・生徒の学校外活動、特に学習塾に関する実態調査

を行うこととしております。

第二は、四十二ページから始まる「高等教育の整備充実」に関する経費についてであります。

まず、「一、高等教育改革の促進」では、放送大学につきまして、実施準備の段階へ前進させることとし、新たに学習指導方法についての各種の実験を行うとともに、本部敷地の地質調査等を行うために必要な経費として一億八千三百万円を計上いたしております。また、教員大学院大学につきましては、二校の創設準備と二か所の創設準備調査を行うこととし、技術科学大学につきましては、長岡技術科学大学及び豊橋技術科学大学を創設し、五十三年度から学生を受け入れることとしております。筑波大学につきましては、博士課程六研究科、修士課程二研究科を増設するとともに、附属病院を創設するほか、既設学群の整備等を行うこととし、運営費及び設備費として百十九億五千八百万円を計上したほか、施設整備費で百八十五億八千万円を計上いたしております。

次に、四十三ページの「二、大学院の拡充整備」では、後期三年のみの博士課程の研究科として、お茶の水女子大学に人間文化研究科を、静岡大学に電子科学研究科を設置することとしたほか、一般研究科の新設、専攻の新増設、入学定員の改訂等により、七百五十人の入学定員増を行うこととしたといたしました。また、大学院関係経費の増額につきましては、学生当たり積算校費を博士課程で二〇パーセント、修士課程で一パーセント引き上げる等その充実を図ることとしていたしております。

次に、四十四ページの「三、医学教育の拡充」では、四十九年度から国立医学教育機関の創設準備を進めてきた高知県、佐賀県、大分県について、高知医科大学、佐賀医科大学及び大分医科大学を創設し、五十三年度から学生を受け入れることとしたほか、本年度に医学教育機関創設準備調査を行っている福井県、山梨県、香川県について創設準備を行うとともに、琉球大学について、引き続き、医学部の設置調査を行うこととしていたしております。

ります。また、徳島大学に歯学部を設置し、五十一年度から学生を受け入れることとするにとともに、鹿児島大学について歯学部の創設準備を行うこととしていたしております。このほか、熊本大学に医療技術短期大学部を創設するとともに、旭川医科大学、山形大学、筑波大学及び愛媛大学に、それぞれ附属病院を創設することとしていたしております。

次に、四十七ページの「四、教員養成の改善充実」では、教員大学院大学の創設準備を進めるほか、国立大学の教員養成学部について、特殊教育教員、養護教員、幼稚園教員及び小学校教員を養成する課程等の新設、拡充を図るとともに、附属養護学校三校を新設する等その充実を図ることとしていたしております。

次に、四十九ページの「五、国立大学の整備充実」では、以上の諸施策のほか、広島大学工学部の改組、埼玉大学理工工学部の改組による理学部及び工学部の設置、岡山大学医学部薬学科等の分離独立による薬学部の設置を図るとともに、千葉大学工業短期大学の転換改組による特設工学課程の設置をはじめ、九学科の新設、五学科の改組、入学定員の改訂等により、大学学部及び短期大学の入学定員で総数三千三百四十二人の増募を行うこととしたといたしました。また、基準的経費につきましては、前述の大学院学生当たり積算校費の引上げのほか、学生当たり積算校費、教官当たり積算校費をそれぞれ八パーセント引き上げるとともに、教官研究旅費の充実についても配慮をいたしております。

次に、五十一ページの「六、国立学校施設の整備」では、新設医科大学等の施設、筑波研究学園都市施設、既設学部等施設の整備等を含めて一千二百五億七千四百万円を計上し、国立学校施設の整備の推進を図ることとしていたしております。

次に、五十三ページの「七、公立大学の助成」では、公立医科大学、看護大学等に對する経常費助成の充実を図るほか、引き続き、公立大学等の理科教育設備、研究設備等の補助を行うこととする

るとともに、新たに、公立芸術大学についても補助を行うこととしていたしております。

次に、五十四ページの「八、学生の厚生補導の充実等」では、まず、学生の保健管理、厚生補導を充実等するため、二十九億七千七百七十七万円を計上し、また、育英資金貸付金について、本年度当初予算額に比べて四十八億四百四十四万三千七百七十七円を計上し、日本育英会の学資貸付につき、貸付月額の引上げと私立大学及び私立短期大学並びに国公私立高等学校に係る特別貸与奨学生の人員増を行うこととしていたしております。また、私立大学奨学事業援助につきましては、学生に對する貸付限度額を引き上げることとしていたしております。

なお、国立学校の授業料につきましては、育英奨学事業の拡充措置、授業料免除枠の拡大措置等と一体化した配慮の下に、五十一年度の入学者から、これを改定することとし、例えば、大学学部及び大学院については、月額にして現行三千元を八千円に改定することとしていたしております。授業料の免除枠については、大学学部等について現行五パーセントを一〇パーセントに拡大することとしていたしております。

第三は、五十八ページから始まる「学術の振興」に関する経費についてであります。

まず、「一、核融合研究等の推進」では、核融合研究を格段に充実することとし、名古屋大学プラズマ研究所のプラズマ保持装置の研究開発をはじめ、京都大学のヘリオトロン実験計画等大型装置の研究開発に重点を置いて研究計画の推進を図ることとしたほか、原子力研究、宇宙科学、地震・火山噴火予知についても、引き続き、研究を推進することとしていたしております。また、研究機関等の整備につきましては、国立民族学博物館、分子科学研究所等の共同利用機関の整備を図るとともに、東京大学宇宙線観測所を宇宙線研究所として拡充整備する等大学附置研究所についても整備を進めることとしていたしております。

次に、六十ページの「二、科学研究費等の拡充」では、科学研究費等について、国際共同研究の推進に要する経費を含め、百九十八億八百万円を計上いたしております。

第四は、六十二ページから始まる「私学助成の拡充」に関する経費についてであります。

まず、「一、私立大学等の経常費補助の拡充」では、専任教員及び専任職員給与の基礎単価を引き上げるとともに、専任職員給与費、教員経費及び学生経費について積算率を引き上げたほか、新たに、専任教員の研究旅費を対象経費に加えることとし、本年度当初予算額の一千七億七千万円に對して二八・一パーセントに当たる二億八十三億四千万の一千二百九十億七千万円を計上いたしております。

次に、六十三ページの「二、私立高等学校等の経常費助成の拡充」では、幼児・児童・生徒一人当たりの積算単価を引き上げるとともに、新たに、学校法人立以外の子供園に係る助成を積算する等により、本年度当初予算額の二・二五倍に当たる百八十四億を計上いたしております。

次に、六十四ページの「三、私立高等学校新増設建物整備費補助の新設」では、前述のとおり、高等学校生徒急増問題に對処するための緊急対策として、公立高等学校とともに、私立高等学校に對しても一定の要件に該當する私立高等学校新増設建物に補助するため、所要の経費を計上いたしたものであります。

次に、同ページの「四、日本私学振興財団貸付事業の拡充」では、一般会計出資金十億円、財政投融資資金からの借入金三百九十九億円及び自己調達資金百四十一億円の貸付けを予定いたしております。総額五百五十億円の貸付けを予定いたしております。

次に、六十七ページの「五、私立大学等設備の充実」では、私立大学等の新設の学部、学科のうち理工系、医歯薬系に属するもの教育設備及び私立大学の研究設備の補助を行うため、所要の経費を計上いたしております。

次に、同ページの「六、私立学校教職員共済組

合国庫補助の拡充等」では、私立学校教職員共済組合に対する補助について、既裁定年金の引上げ等長期給付の改善を図ることとし、二十九億一千二百万円を計上いたしております。

第五は、七十ページから始まる「社会教育の振興」に関する経費についてであります。

まず、「一、社会教育関係職員充実」では、社会教育主事給与費補助について補助単価を引き上げるとともに、社会教育指導員設置費補助について、対象人員を三百人増員して二十八人とする

こととしております。

次に、七十一ページの「二、公立社会教育施設の整備」では、公民館、図書館等に係る施設費補助について補助単価を引き上げるとともに、設備費補助については、図書館率仕の充実を図るため、新たに、点字資料、県立図書館の自動車文庫用資料について補助することとしております。

次に、七十三ページの「三、国立少年自然の家」の設置等」では、まず、国立少年自然の家については、本年度に設置した室戸少年自然の家を完成させるとともに、第二少年自然の家を福島・栃木の県境に設置することとするほか、引き続き設置を計画している長崎県、宮城県、奈良県その他の第三以降のものについても、施設整備、創設調査等を行うこととし、十六億四千三百万円を計上いたしました。また、国立青年の家については、島根県大田市の第十二青年の家の事業開始と既設青年の家の運営等に必要経費として、三十六億一千三百万円を計上しております。なお、国立婦人教育会館(仮称)についても、宿泊棟、研修棟等の工事を進めるとし、国庫債務負担行為限度額三十三億一千三百万円を計上いたしております。

次に、七十五ページの「四、生涯教育事業の充実」では、新規の事業として、生涯教育情報提供事業、青少年地域活動、母と子の公民館活動等に對して新たに補助を行うこととし、所要の経費を計上いたしております。

第六は、七十七ページから始まる「体育・スポーツの振興」に関する経費についてであります。

まず、「一、体育・スポーツ施設の整備充実」では、広く各年齢層の者が日常生活の中で身近に、手軽に利用できる体育施設の整備を進めるとし、日常生活圏域体育施設及び学校体育施設について補助単価を引き上げることとしていたしました。

次に、八十ページの「二、スポーツ主事の充実」では、補助対象人員を本年度の三百人に比べ八三・三パーセント増の五百五十人に増員するとともに、補助単価を引上げて、その充実を図ることとしてしております。

次に、八十一ページの「三、体育・スポーツの普及奨励」では、児童・生徒の体力の向上に資するため、新たに、体力づくり推進校を設置することとしてしております。また、地域スポーツの振興を図るため、学校体育施設開校の事業を拡大することとしてしております。

第七は、八十六ページから始まる「芸術文化の振興と文化財保護の充実」に関する経費についてであります。

まず、「一、芸術文化の振興」では、青少年芸術劇場、こども芸術劇場及び移動芸術祭の公演回数を増加するとともに、新たに、こども向けテレビ用優秀映画の製作を奨励することとしたほか、都道府県の文化活動費補助及び文化施設整備費補助について補助単価を引き上げることとしてしております。また、国立文化施設につきましては、第二国立劇場(仮称)、国立演芸資料館(仮称)及び国立国際美術館(仮称)の設立準備を引き続き進めるとしてしております。

次に、九十ページの「二、文化財保護の充実」では、文化財保護法一部改正の趣旨にのっとり、埋蔵文化財保存対策、重要伝統的建造物群保存地区保存対策、民俗文化財の保護、文化財保存技術の保護等に重点的に配慮し、所要の経費を計上いたしました。まず、埋蔵文化財保存対策の充実に對しては、埋蔵文化財緊急調査につき本年度当初

予算額に比べて八二・八パーセント増に当たる八億六千六百万円を計上したほか、新たに、遺跡周知補助を行うこととし、重要伝統的建造物群保存地区保存対策については、新たに、保存修理及び防災施設等について補助を行うこととし、民俗文化財の保護についても、新たに、重要無形民俗文化財保存団体に対する助成を行うこととし、また、文化財保存技術の保護については、伝承者養成補助を拡充することとしてしております。以上のほか、重要無形文化財保持者に対する特別助成金を年額百二十万円に増額し、また、地方公共団体による史跡の買上げに対する補助等文化財等の公有化について、本年度当初予算額に比べ一四・五パーセント増に当たる六十七億八千三百万円を計上し、その促進を図ることとしてしております。また、国立歴史民俗博物館(仮称)の設立準備については、五十一年度には実施設計費を計上し、国立能楽堂(仮称)についても設立準備調査を行うこととしていたしました。

第八は、九十六ページから始まる「教育、学術、文化の国際協力の推進」に関する経費についてであります。

まず、「一、日本学術振興会の拡充」では、外国人研究者の招致及びわが国研究者の海外派遣について人員増を行う等、従来の事業を拡充するとともに、新たに、発展途上国に対する科学協力事業として、アジア・アフリカ諸国の研究者を招致することとしてしております。

次に、九十七ページの「二、留学生制度の充実」では、研究留学生の新規受入数を増加するとともに、奨学金の増額を行うほか、新たに、国立大学の私費留学生に対する特別指導費を計上いたしております。また、日本国際教育協会の事業を拡充し、新たに、帰国した外国人留学生に短期研修する機会を与えることとするほか、学生の海外派遣についても増員することとしてしております。

次に、百ページの「三、ユネスコ協力事業等発展途上国への協力」では、引き続き、教育協力、

科学協力及び文化協力を推進するため、所要の経費を計上いたしました。

次に、百一ページの「四、芸術、スポーツ交流の推進」では、芸術関係団体の国際交流、スポーツ国際交流等につき、所要の経費を計上し、引き続き、その推進を図ることとしてしております。

次に、百二ページの「五、国際共同研究計画の推進」では、南極地域観測事業に要する経費を増額するとともに、国際深海掘削計画、国際磁気圏観測計画等についても所要の経費を計上し、引き続き、国際共同研究を推進することとしてしております。

次に、百五ページの「六、国際協力体制の整備」では、学者・専門家の招致人員を増員するほか、外国語教員の派遣人員を増員する等、引き続き、整備を図ることとしてしております。

次に、百六ページの「七、海外勤務者子女教育の推進」では、海外子女教育の推進体制の整備及び海外子女教育振興財団の助成を行うとともに、帰国子女教育研究協力校を増加し、新たに、引揚者教育についても研究協力校を指定することとしたほか、指導資料を作成配布することとしてしております。

次に、百八ページの「八、国連大学への協力」では、本部事務所の借上げ、設備備品の提供等の協力を進めるとしてしております。

最後に、百九ページからの総理府に一括計上されております「沖繩」に関する経費についてであります。この経費は、沖繩県における教育の振興を図るための施設の整備に必要な経費で、五十一年度は、本年度当初予算額に對し二十億九千九百六百万円を増額し、百十六億五百万円が計上されております。

以上で補足説明を終わります。

委員派遣報告

内藤前委員長、有田理事、志村委員、粕谷委員、宮之原委員、内田委員、小巻委員の七名は、久保

理事の現地参加をえて、去る一月十四日から十七日までの四日間に行われまして、鹿児島県及び沖縄県におもむき、教育・学術及び文化財の保護の実情について調査してまいりましたので、以下その概要について簡単に御報告申し上げます。

鹿児島県及び沖縄県におきましては、県当局から教育事情の説明と要望をうけ、また、養護学校及び大学等の施設、文化財ならびに沖縄海洋博覧会等を視察してまいりました。

第一に、鹿児島県及び沖縄県における教育の概況について申し上げます。

まず鹿児島県では副知事から、本県の財政は貧困であるが、人間を立派に育てることが、本県の最重要施策の一つであると述べられました。ちなみに、昭和四十六年度から四十八年度までの三年平均の本県の財政力指数は、全国平均の半分程度にすぎず、全国府県の順位は四十四位となっております。

次に本県の学校の特色はへき地校が多いこととあります。小中学校の四五％がへき地校に指定されており、教職員の三〇％がへき地校に勤務しており、へき地教育の充実、本県の教育行政の重点施策となっております。教職員の人事異動については、三十年間の勤務期間のうち、十年はへき地、十年は市町村、十年は都市部という原則をたてており、具体的には職員組合とも話し合っていることとされています。また、複式学級を解消するため、いわゆる標準定数法を上回る教職員数を、県単独の費用でへき地小規模校に配置し、へき地教育水準の維持向上に努めていることとされています。

本県で当面問題となっております三点について御報告申し上げます。

その一つは、児童生徒の急減に伴う問題であります。

小中学校の児童生徒数は三十五年のピーク時から現在五六％も減り、この傾向は五十五年まで続く見通しなので、標準定数法施行令の附則で定められた教職員定数の最低保障制度は当分維持して

欲しい旨の要望がありました。

この傾向は高校にも波及し六十年には生徒数が現在の七九％にもおち込み、とくに全高生生の二三％を占める私立高校の経営に深刻な影響を与えていることとされています。現に四十九年度の私立高校の入学者が七千七百人であったのに対して、五十一年度には六千人を割る見通しとのことでした。県当局では、私学に対して特色あるしかも魅力ある学校づくりを指導するとともに、公立と私立との生徒の割りふりについて調整を行っているが、学費の格差もあって私立高校の今後の存続は楽観を許さないとのこととされています。

従って、高校を含む私立学校の運営費に対しての国の補助率をすみやかに二分の一に引き上げて欲しい旨の強い要望がありました。

なお、高校問題につきましては、懇談の中で、現在、職業科に比べて普通科がやや上回っていたものが、五十一年三月には五四・四四・四五・六と普通科の比率が一段と高まることや職業課程の細分化を整理し、その是正を図っていることなどが明らかにされました。

第二は、鹿児島大学の跡地利用の問題であります。

私たちは、鶴丸城跡内にありました鹿児島大学医学部の跡地を視察しましたが、ここに県は博物館、図書館等の文化施設を建設したいので、これを県に払い下げて欲しい旨の要望がありました。また、同大学医学部附属病院の跡地につきましても、ここに、南九州におけるガン・循環器等の成人病の中核医療施設として、国立の医療施設の早期建設を願っている中で、早急に措置されたいとの要望がありました。

第三は、鹿児島大学に歯学部早期設置に関する要望であります。これにつきましては後述の鹿児島大学についての報告のところにゆずりたいと思います。

なお、本県教育委員会発行にかかる子供のしつけに関する家庭教育資料としての「かごしまの子ども」昔から言い伝えられた教育的なことわざや

遺訓等を集録した「かごしまの教育伝承」、昔から郷土で使われていたたばこの、生活用具、おもちゃなどを集録した「かごしまの生活伝承文化」のほか、鹿児島県育英財団が出している「鹿児島と明治維新」と「郷土を興した人」等が作成されており、これらを通して、郷土のよき遺産を子供達に伝えようとする本県の教育関係者の熱意を感じた次第であります。

以上のことから、本県が財政的に恵まれない上に、へき地学校、小規模校を多く抱えており、その上、過疎過密現象の波をかぶり、大変な悪条件の中で、教育問題に真剣に取り組んでおられる姿に敬意を払った次第であります。本県は学校教育、社会教育ともに施設設備の面で全国水準より下回っており、今後とも、国と県とが協力して、まずこれら教育諸条件の全国水準なみの整備を図ることが急務と感じた次第であります。

以上のほか、本県からの要望として、①教育大学院大学の設置促進、②国立少年自然の建設促進、③公立文教施設の整備促進、④へき地学校教員宿舎の整備促進、⑤遠距離通学手段の確保、⑥社会教育及び社会体育の充実、⑦地方文化施設の整備促進等について要望がありました。

次に沖縄県について申し上げます。

御承知のように沖縄県が昭和四十七年に本土復帰して以来、三年半を経過しました。復帰当時、本県は経済、社会等の各分野で本土との間に著しい格差があり、特に教育の分野での格差は一層顕著でありました。

国は、沖縄振興開発特別措置法に基づいて「沖縄振興開発計画」を樹立し、教育の分野につきましても、全国平均水準まで引上げるよう高率の補助を行っており、その効果は、地元の努力と相まって遂次上ってきております。

例えば、施設関係の整備率につきまして、昭和四十七年度と五十年度を比較してみますと、県立高校の校舎は五一％から六六％に、屋内運動場は小中学校で二三％から四七％に、県立高校で三七％から六三％とその整備のテンポは著しいもので

あります。また、理科設備、算数、数学設備や産業設備につきましても、復帰当時と比べて全国との格差は急速に縮小されつつあります。

しかし、本県の学校施設の整備水準はまだ本土の、体育館で、プールで、程度の整備状況であり、理科設備など学校施設の整備水準も本土のから程度であります。

とくに、社会教育施設及び社会体育施設の整備は学校施設に比べて一段と立ち遅れが目立っており、例えば公民館についての市町村の設置率は二四・五％で、全国平均の九一・六％と比較して大きな格差があります。この原因は、市町村財政が貧しいことと、これらの施設が国の高率補助の適用対象になっていないからだということとされています。

次に、当面する課題としてあげられたのは高校増設の問題であります。

本県の進学率は七五・一％と全国平均九一・九％を六・八％も下回っております。この原因は高校の数が少ないこととあり、本県の中学入生は三千五百人以上のものに、今や社会問題になってきていることとされています。加えて、本県は、大規模高校が多く、県立高校で千五百人を越える学校が四十一校中十校もあり、適正規模化を図るためにも高校増設が必要とのこととされています。以上の問題を解決するために、本県は昭和五十一年四月開校予定の二校を含めて、八校程度の高校を早急に新設する必要があると、国において特別の配慮がなされるよう要望がありました。

以上のほか、本県は他県に比べてへき地、とくに高度へき地の占める割合が多く、へき地教育の振興が今後の重要課題の一つであること、総合文化センターの建設や首里城復元など文化の振興も図って行きたい旨の抱負がのべられ、あわせて、これらの実現に国の強力な援助が得られるよう要望がありました。

最後に、屋良知事から要望がありました二点について御報告申し上げます。

その一つは、五十二年三月三十一日に終る学校

給食用物資の無償供与の特別措置を、さらに五年間延長されたいということでありました。

資料によりますと、昭和五十年年度で八億六千五百万円、児童生徒一人当たり年三千九百八十八円の国の補助が行われておりますが、これが所得の低い県民の父兄負担の軽減に大いに役立っているとのことでした。本県は食糧の自給率が低いため、物資の輸送、保管等に経費がかかり高い物資を購入せざるを得ないこと、離島の経済流通機構が未整備であること、コールドチェーン等による給食物資の価格安定の措置が十分でなく、その整備にはまだ相当の年月が必要であること、以上三点の理由から、この特別措置をさらに五年間延長されたいとのことでした。

次は、いわゆる通算辞退者の退職手当に関する特別措置に関する要望であります。

現在、沖縄復帰前に、在職年の通算を辞退し、退職手当の支給を受けた切替職員については、「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」に基づく、退職手当に関する法令の特別措置によって、琉球政府職員期間も県の職員としての勤続期間に通算した退職金額から過去に受けた退職金を差し引いた金額を受けられることになっていました。しかし、この特別措置が昭和五十二年五月十四日で切れるため、同期限までに満六十歳に達しない八十一人（うち教職員は九割を占める）の者は、特別措置を受けることができず、非常に不利となるので、この有効期間を八年間延長して欲しいという趣旨であります。

ちなみに、一例をあげますと、四十年勤続のA校長の場合、特別措置の適用があれば千七百万円の退職金が出るところ、この適用がなければ、三百万円の退職金しか支給されないということになります。

第二に、鹿児島県立鹿児島養護学校と沖縄県立大平養護学校について申し上げます。

鹿児島県には分校二校を含めて七校の特殊教育学校があります。私たちが参りました鹿児島養護学校は肢体不自由児を対象とする唯一の養護学校

であり、分校を一つもっておりません。職員数は百十人、児童生徒数については小学部十二学級で七十五人、中学部六学級で六十四人、高等部六学級で七十三人の規模をもつ学校であります。

本校の児童生徒の病名の実態をみますと、ポリオは高等部から低学年に下がるに従って少なくなり、小学校の四年生以下は一人もおりません。反面脳性まひの子どもの入学は増加の見通しであるとのことでした。従って、トイレ、風呂場等の設備もこれに適應して改善されたいとの要望があり、また併用している場合が多く、現在の学年制は実情に合わないので学年制をなくした方がよいとの意見も出されました。教職員の確保につきましても教員は希望者が多く恵まれているが、介助職員は容易に得られないとのことでした。介助職員の位置づけ、待遇改善等の措置がなされない限り、この問題は解決されないのではないかと感じた次第であります。なお、卒業生の就職状況につきましても、市内の業界の理解もあって、今年印刷所等への就職も順調ですが、今後、重複・重症の障害児の入学者が増大するに従って、就職問題は深刻になるとのことでした。

つきに大平養護学校について申し上げます。沖縄県には現在、本校六校、分校三校計九校の特殊学校があります。

私たちが訪ねました大平養護学校は小学部をもったなかの中学部・高等部のみをもった珍しい精養院を対象とした養護学校であります。各小学校区に養護学校がない今日、むしろ通学等の理由から小学校段階は小学校の特殊学級で教育を受けた方が、子どものためによいとのことでした。一貫した特殊教育を行った方がよいという立場もあり、どちらがよいか今後、特殊教育行政の一つの課題であると考えます。

なお、本県においても障害児をもつ親の間で、養護学校や特殊学級へ入学させることを嫌う傾向があるようです。

最近、これとは別の意味で、普通児と障害児を分離、隔離した教育のあり方には批判もあり、両者の合同教育については、今後、特殊教育のあり方についての一つの大きな課題であると考えた次第であります。

次に指摘された問題は、特殊教育の教材の問題であります。すなわち、入学する児童生徒の障害の程度が重度化の傾向にあるが、養護学校の国庫負担の対象となる教材の基準は一層現場の教育に役に立たなくなってきた。従って、現場の必要に即応した教材・備品が購入できるよう改められたいとの要望がありました。

なお、両県ともに昭和五十四年度の養護学校の義務化に備えて、養護学校の増設に意欲的にとり組んでいることを申し上げます。

第三に、鹿児島市立城西中学校と沖縄県立首里高等学校について申し上げます。

城西中学校は生徒数二千八百名、学級数六十二学級、職員数九名をかかえる日本一のマンモス中学校であります。

マンモス学校発生の背景には、鹿児島市内の過密化、とくに、城西中学校の学区内における住宅団地の建設に伴い、児童生徒が増加したこと、近くに学校用地が得られないこと等の理由から既設校である本校の収容力を増加せざるを得なかったということでありました。

本校の運動場は学校施設基準の四五%しかなく、教室は八教室不足しており、屋内体育館も必要面積の半分以下となっております。

このような狭い施設の中に多くの生徒を抱え、どのような学校を運営されているのか、私達は大きな関心を抱きました。その一つは、教育・学習活動が大量な集団の中に埋没されることはないか、二つは職員が百人もいて、まとまった学校運営ができるのか、三つは運動場が狭く、身体活動は十分か、また、事故がおきないかとの私達の懸念に対して、学校側はこれらの問題が生じないよう、工夫して努力しているとのことでした。

市教育委員会側からは、現在の学校の規模を生

徒数千名程度に近づける努力をしており、まず五十一年度から近くに新設校一校を開校する予定となっており、これによって、城西中の生徒数は六二六名減らすことができると述べられました。

首里高等学校も生徒数千五百五十名、職員数四百名のかんりの規模の学校であります。

本校では、私たちは老朽した校舎の実態を中心に視察してまいりました。本校は戦災で破壊された校舎を改築したもので、戦前の鉄筋を使っているために、相当痛んでおりました。例えば、職員室の壁は破れ、家庭科の調理室では雨もれを防ぐため、雨が降ると調理台の上をビニールでおおい授業にならないとのことでした。

また、運動場は三千坪に足らず、運動会等は琉球大学のグラウンドや県立グラウンドを借りて行っており、生徒会の会議は教室が不足しているため階段の下を利用しております。

目下、一号校舎等老朽した校舎の改築を県へ要求しているが、県は高校の新設に追われ、簡単には実現されそうにはないとのことでした。

前述しましたように本県は高校の数が不足し、また大規模高校が多いのですが、規模の適正化を図る意味からも高校増設問題の解決は焦眉の問題と感じた次第であります。

第四に、鹿児島大学及び琉球大学について申し上げます。

まず、鹿児島大学は医学部等七つの学部を有するほか、医学の博士課程と工、農、水産の三つの修士課程をおき、職員数約二千名、学部学生数千五百名、大学院生二百二十名の規模をもった大学であります。

私たちは、本大学の本部で学長等大学首脳部から大学の概況説明を受けた後、歯学部建設予定地を視察して参りました。

印象に残りました本大学の特色について一、二申し上げますと、まず南方地域の研究と教育があげられます。農学部には熱帯作物学講座、医学部には熱帯医学研究施設、工学部には海洋土木開発工学科など南方地域の研究に関する研究施設、学

科、講座がおかれています。一方、南方科学研究会が組織されており、さらに、全学規模で南方地域学術調査団を組織して、昭和二十六年に種子島・屋久島を皮切りに、毎年南西諸島に派遣調査を行っており、また琉球大学と共同で琉球諸島を、またフィリピン国立博物館と共同でバターン列島を、最近ではインドネシア、グアム等にまで、調査を行っております。これらの調査には水産学部の練習船が活躍しておりますが、これは、本来、調査研究の目的で作られたものでないため、調査研究には不便であり、今後、調査研究の機能をもった調査船を建造して欲しいとの要望がありました。

また、五十一名の外国人留学生についてみますと、台湾の三十四名をはじめ殆ど南方地域からの留学生で占められております。さらに東南アジアへの教官の出張者数は年間四十二人にものぼっており、以上のことから、本大学が、東南アジア等南方地域の研究・教育に大きな特色を示しているといえると思います。

第二の特色は、本大学の医学部教官の中には理学部、水産学部出身のつまり医師免許をもたない教官が三六名、一四・九%も占めていることとあります。これは学部間の壁をなくし、学際的な研究教育を進めるために作られた体制であるとのことでした。ユニークな試みとして、今後の成果が期待されます。また、本大学は生物科学についての大学院構想をもっておりますが、これについても他学部と連携をもった学際的な研究教育体制であらうといわれる、このような試みを通じて魅力ある大学づくりを進めたいとの抱負がのべられました。

次に歯学部創設について申し上げます。御承知のように、五十一年度政府予算案に本大学の歯学部創設準備費が計上されました。

私たちは、医学部及び附属病院に隣接された、六万九千三百平方メートルの歯学部予定地を視察いたしました。歯学部設置の理由は、南九州には歯科の大学がなく従って、南九州の歯科医師数は全国で

一番少なく、歯科医師一人当たりの人口は南九州が全国一ということとあります。ちなみに、歯科一人当たりの人口は全国平均が二、六六四人であるのに対して、沖縄県で八、六二一人、鹿児島県で四、〇三八人にも及んでおります。また、本県に歯科医師のいない町村が十五もあり、本県の児童生徒の虫歯の処置完了者の比率が全国平均に比べてかなり低くなっておりますが、これも歯科医師の少ないことが大きな原因かと考えられます。さらに本県の歯科医師は高齢者が多いということでした。以上の理由から、歯学部の早期実現に特段の援助を願いたい旨要望を受けてまいりました。

次に琉球大学について申し上げます。

私たちは琉球大学の保健学部を訪ね、大学の概況や未来構想について説明を受けた後、本大学の歴史についての記録映画を見させて頂きました。ついで附属病院を視察し、首里城跡内の大学キャンパスを経由して、大学の移転予定地を視察いたしました。

本大学は昭和二十五年、沖縄唯一の総合大学として琉球列島米国民政府令によって設置され、四十一年に琉球政府立大学となり、四十七年沖縄の本土復帰により国立大学となったのであります。現在、本大学は教育学部等五学部のほか、短期大学部をもつて構成され、教職員一、二五〇人、学生数四千人に達しております。

本大学は本土の国立大学と比べて、設備品等についての格差が著しかったけれど、四十七年度から三カ年ないし五カ年計画の実施によって、遂次整備されているとのことでした。本大学で現在、課題となっておりましては、第一に医学部の設置、第二に移転統合、第三に大学改革の問題でありました。

まず、本大学の医学部設置につきましては、五十一年度の政府の予算案で調査費が計上されましたが、大学側から、医学部の早期実現につきま

が問われますが、保健学部の附属病院は復帰直前に建設された十二階建の近代的な総合病院であります。病床数は四百床、診療科数は脳神経外科等十六科あり、五十年には臨床研修を行う病院に指定されており、現在の附属病院は医学部の附属病院としても遜色はないように見受けられました。次は教員確保の問題であります。本大学が本土から相当離れているため、その確保は相当困難であり、教官の宿舎の整備はもちろんだ、南方医学など特色のある研究分野を計画するなどの措置を、果敢と目下懸命に努力中とのことでした。

第二は、移転統合の問題であります。

現在、琉大が使用している敷地は殆ど借地であります。また、狭い首里城跡には大学本部をはじめ、五学部・附属図書館等がひしめきあっております。さらに保健学部や附属病院等は本部から離れたところにあります。本大学は、大学の統合を図るため、沖縄本島の中部地区に百三十三万平方メートル敷地をすでに確保いたしております。うち百万平方メートルは復帰前に確保済みのものとすることでした。

私たちは、消防学校の屋上から、緑におおわれた起伏のゆるやかな三万五坪に及ぶ移転予定地を視察致しました。説明によりますと敷地の四割は緑地を残すとともに、敷地の中央部を流れる小川は小さな湖を造成したい。またキャンパスの中央に図書館を置き、これを核として徒歩で五百メートルに各主要教育施設がこれを囲み、さらに外側に各部門毎に研究施設を置きアカデミックコアを形成したい等の意向を承けてまいりました。そして五十一年度から五カ年計画で、まず現在の学部・学科について整備を図りたいので、国においても、予算措置を図って欲しい旨の要望を受けました。

第三に、大学改革の推進について申し上げます。本大学では大学改革のための「琉球大学基本構想委員会」を設け、四十五年「琉球大学の基本構想について」の答申が出されております。大学側の説明によりますと、一つは諸分野間の教育や

研究の面でそれぞれ交流が制度的に保障され、相互に協力、提携が行われるようにすること、二つは教育と研究は組織的に切り離すが、両機能の相互補完性は維持すること。三つは地域社会の要請にこたえて開かれた大学にすること、四つは沖縄の地理、気候、風土の特色を生かしたユニークな大学にすること等大学側の大学改革の基本的な考え方を承けて参りました。

第五に文化財関係について申し上げます。

鹿児島県では、史跡名勝天然記念物に指定されており、また、磯庭園及び集成館をたずね、その保存状況を視察してまいりました。

沖縄県では重要文化財に指定されております玉陵の復元修理工事現場を視て参りました。これは尚円王統歴代の墓で、規模が大きく、墓室は自然の崖壁を利用して横穴をうがったものであります。総事業費は一億二千万円で文化庁の補助にかかる事業であります。

また、首里城の観音門の復元工事現場を視て参りました。これは沖縄復帰記念事業の一つで、以前国宝に指定されていた観音門が戦災によって原型を失ない、残った図面を頼って復元しようとするものです。従ってこの事業は沖縄開発庁の「首里城観音門復元整備費」による事業として行われているものであります。私たちが参りましたときは、復元された観音門の周りの石垣の復元工事を行っているところでした。

さらに、県内の文化財が五千点以上も収蔵してある県立博物館を視察したほか、沖縄の伝統工芸である紅型工場、壺屋焼工場及び漆器の紅房工場をたずね、それぞれその製作過程を視察してまいりました。

第六に、沖縄国際海洋博覧会について申し上げます。

海洋博覧会の三日前の一月十五日に、私たちは沖縄国際海洋博覧会協会本部を訪ね、まず、大浜同協会会長および関係者から海洋博が果敢を中心とした説明を受け、その後、アクアポリス、水族館、海洋博ホール、沖縄館、海洋文化会館、芙蓉

グループパピリオンの六会場を視察してまいりました。

以下、協会側からの説明を簡単に申し上げます。

まず第一に、海洋博は沖繩への理解を拡大したということです。

昨年七月二十日の開幕以来、一月十五日昼までに観客数は三百四十万人を数え、当初の予想より百万人も下回ったけれど、世界的な経済沈滞の状況を考慮すると、これは少ない数字ではなく、むしろ海洋博が沖繩の現況を多数の人達に理解してもらう契機となり、沖繩・本土の相互の信頼を深めることに資したとこのことであります。

第二は、海洋博は短期間のうちに沖繩の基礎的社会資本の整備を促したということでもあります。例えば、道路、港湾飛行場及び電話網が整備されたこと、治水事業と水道事業によって沖繩の水不足問題を解決したことなどであります。

第三は、沖繩の経済活動に裨益したということでもあります。オイルショック以来、例えば、四十九年度で日本全体の実質国民総生産が〇・二%のマイナス成長だったのに比べて、沖繩のそれは約一〇%の成長を示していることでもあります。また、博覧会の開催期間中の観光収入は月平均百二十億円、総額にして九百億円と見込まれております。

その他、海洋博の出展規模が、外国出展三十七カ国を含めて、特別展の歴史の中で最大規模であったこと、出展内容は「海——その望ましい未来」を中心テーマに、人類の到達した海洋文化、海洋開発の成果、海洋の未来構想などを集大成したものであった等七点にわたって海洋博の果たした役割がのべられました。

私たちも地理的条件や経済不況を勘案して、海洋博は、ほぼ初期の目的を達成したものと考える次第であります。

ただ問題は海洋博の跡地利用をどうするかというところ、海洋博後、これを沖繩の経済発展にどう結びつけるかという点であります。国と県民と

の協力のもとに、これらの問題がすみやかに解決され、沖繩の経済自立へ貢献されるよう念願した次第であります。

最後に沖繩開発庁沖繩総合事務局から、沖繩経済の概況説明がありましたので簡潔書きに御報告いたします。

第一に、四十九年度の県民所得は八千七百億円、一人当たり八〇万円と推定され、全国順位で見ますと本県は昨年度の下から四位を若干上回る見込みである。このうち三分の一は国の援助である。

第二に、本県の経済構造は第一次産業が六%、第二次が二〇%、第三次が七〇%と、本土に比べ第三次が高く、第一次、第二次産業のウェイトが低い。

第三に、県収入の最大のものは、基地収入の一千億円と観光収入の一千億円であり、農業収入は五百億円である。

第四に、失業者は軍関係労働者の大量解雇、不況による本土からUターン者の増加、県内民間企業の経営不振、合理化等による解雇や採用手控を反映して、五十年十月には二万四千人に達し、失業率は六・〇%と全国平均一・九%を大巾に上回っている。

第五に、物価は、本土からの生活物資の大量輸入と野菜等の自給体制の確立により昨年から安定した。

今後の問題点につきましては、第一に、ポスト海洋博の観光収入は大巾に減少すること。

第二に、本土から離れているという地理的な条件と人口百万人のマーケットは企業にとってあまり魅力がない等、不利な条件が多い。

これに対する対策としては、できるだけ公共事業を進めるとともに地場産業の育成振興に努めたいとのべ、今後の公共事業の内容は、今までの道路、港湾、空港の整備から下水や教育、福祉中心の事業へむきたい等の方針がのべられました。以上の説明をきき、私たちは、今後の沖繩の経

済自立の条件は厳しく、とくに海洋博後の本県の経済は、本土の不況の影響をうけて、一層深刻化するのではないかと危惧を抱きました。

沖繩振興開発十カ年計画が四十七年度から実施されて以来、五年目を迎えますが、五十六年までに本土との格差は正及び自主的発展の基礎条件の整備を図るとの当初の振興計画が完全実施されるとともに、国と県とが相協力して、沖繩の地域の特性を生かした経済自立の方向を見つけ出すことの必要性を痛感した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

二月六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、国立学校設置法の一部を改正する法律案

国立学校設置法の一部を改正する法律案

国立学校設置法の一部を改正する法律案

国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表埼玉大学の項中「理工学部」を「理学部」に改め、同表中

新潟大学

新潟県	人文学部 教育学部 理学部 医学部 歯学部 工学部 農学部
新潟大学	人文学部 教育学部 理学部 医学部 歯学部 工学部 農学部
長岡技術科学大学	工学部
新潟県	人文学部 教育学部 理学部 医学部 歯学部 工学部 農学部

名古屋工業大学	工学部
名古屋工業大学	工学部
豊橋技術科学大学	工学部

改め、同表岡山大学の項中「医学部」を「医学部」に改め、同表徳島大学の項中「医学部」を「歯学部」に改

め、同表中

高知大学	高知県	文理学部 教育学部 農学部
------	-----	---------------------

を

高知大学

高知医科大学

高知県	文理学部 教育学部 農学部 医学部
-----	----------------------------

に、

佐賀大学

佐賀県	教育学部 経済学部 理工学部 農学部
-----	-----------------------------

を

佐賀大学

佐賀医科大学

佐賀県	教育学部 経済学部 理工学部 農学部 医学部
-----	------------------------------------

に、

大分大学

大分県	教育学部 経済学部 工学部
-----	---------------------

を

大分大学

大分医科大学

大分県	教育学部 経済学部 工学部 医学部
-----	----------------------------

に改

める。

第三条の二第一項中「山形大学」を「山形大学」に、「新潟大学」を「新潟大学」に、「名古屋工業大学」を「名古屋工業大学」に改める。

第三条の三第二項の表中長崎大学商科短期大学部の項の次に次のように加える。

熊本大学医療技術短期大学部

熊本県

熊本大学

第四条第二項の表東京大学の項中

宇宙線観測所

長野県

宇宙線研究所

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十一年四月一日から施行する。ただし、第三条第一項の表新潟大学の項、名古屋工業大学の項、徳島大学の項、高知大学の項、佐賀大学の項及び大分大学の項並びに第三条の三第二項の改正規定は同年十月一日から、第三条の二第一項の改正規定のうち長岡技術科学大学及び豊橋技術科学大学に係る部分は昭和五十五年四月一日から施行する。

(埼玉大学の理工学部存続に関する経過措置)

2 埼玉大学の理工学部は、この法律による改正後の第三条第一項の規定にかかわらず、昭和五十一年三月三十一日に当該学部在学する者が当該学部在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

(長岡技術科学大学等の学生の入学)

3 長岡技術科学大学、豊橋技術科学大学、高知医科大学、佐賀医科大学及び大分医科大学は、昭和五十三年度から学生を入学させるものとする。

二月六日日本委員会に左の案件を付託された。

一、昭和五十一年度国立大学授業料値上げ反対等に関する請願(第二〇号)

一、大学の学費値上げ抑制等に関する請願(第二一号)(第六六号)(第六七号)

一、大幅な私学助成等に関する請願(第五三三号)一、私立学校に対する財政援助に関する請願(第五七号)

第二〇号 昭和五十一年一月二十四日受理

昭和五十一年度国立大学授業料値上げ反対等に関する請願

請願者 高知市朝倉乙六四八 川合信道外二名

紹介議員 二宮 文造君

一、昭和五十一年度国立大学授業料値上げをやめること。

二、大学の劣悪な教育・研究条件と学生、教職員の生活を改善するため、文教予算の大幅な増額を行うこと。

三、学生に不当な経費の負担を押し付ける負担区分を撤廃すること。

四、寮生の生活と炊婦の生活を守るため、炊婦の公務員化を図ること。

五、高知大学の勉学条件改善のため、次のことを行うこと。

1 かつら新寮を早急に建設すること。

2 人文科学棟新築完全実現のため、予算を計上すること。

3 文化共用施設完全実現のため、予算を計上すること。

4 合宿所改築を早期に実施すること。

第二一号 昭和五十一年一月二十六日受理

大学の学費値上げ抑制等に関する請願

請願者 東京都足立区扇三ノ一三ノ三六 榎本幹雄外三百一十一名

紹介議員 粕谷 照美君

一、私立大学の学費値上げをおさえ、私立大学の教育・研究と経営の危機を打開するために、ヒモのつかない国庫助成を大幅に増額し、「私学助成」に名を借りた政府の私学への国家統制のたぐらみをやめて、民主的な国庫助成制度を確

立すること。なお、公立大学に対する国庫助成を大幅にふやすこと。

二、国立大学の五十一年度授業料値上げをやめ、国立大学授業料の改定は国会の議決によつて行うようにすること。

三、大学の劣悪な教育・研究条件と、学生、教職員の生活条件を改善するため、文教予算の大幅な増額を行うこと。

1 国立大学の校費(教育研究費)を大幅に増額すること。

2 奨励金の額をふやすとともに、適用わくを広げること。

3 新寮・学生会館・厚生会館などの建設のための施設・設備予算を増大すること。

四、国鉄運賃値上げに伴う学割(学生割引)・学割定期廃止、割引率縮小の策動をやめること。なお、文部省が全学連の道理ある交渉の要求に直ちに応ずること。

第六六号 昭和五十一年一月二十八日受理
大学の学費値上げ抑制等に関する請願(二通)

請願者 東京都板橋区仲町一ノ一都立板橋

高看寮内 坂井きち外百十名

紹介議員 鈴木美枝子君

この請願の趣旨は、第二一号と同じである。

第六七号 昭和五十一年一月二十八日受理
大学の学費値上げ抑制等に関する請願

請願者 東京都板橋区仲町一ノ一都立板橋

高看寮内 青山敏子外二十三名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第二一号と同じである。

第五三三号 昭和五十一年一月二十六日受理
大幅な私学助成等に関する請願(二通)

請願者 名古屋市東区東芳野町一ノ八六

大口政秋外二千九百九十九名

紹介議員 森下 昭司君

今日の私学経営の困難を打開し、真に自主的・民

主的な私学の発展を図るため、当面、緊急の課題として、次の事項を速やかに実現されたい。

一、千九百七十六年度の学費値上げをしなくてもすむよう大幅な私学助成を行うこと。当面、私学の経常費の二分の一の補助を直ちに実施すること。

二、父母負担軽減のために授業料等学費に対する直接助成を行うとともに、私学の学生・生徒に対する奨学金を大幅に拡充すること。

三、過疎などによる極端な財政困難校に対し、利子補給・長期低利の融資などの措置をとること。

四、助成を口実とする私学に対する監督・統制の強化をやめ、補助金の配分は公正・民主的に行うこと。

五、地方財政の危機を打開し、地方財政の確立を図るため、国は緊急に財政的措置を行うこと。

理由

私立学校は、日本の教育のなかで極めて大きな役割りを果たしているが、私学財政を含め、教育・研究の危機的状況は年とともに深刻度をましている。千九百七十年には、日本私学振興財団法が制定され、五年計画で人件費を含む経常費助成が開始され、国の予算は五年間に百三十二億円から六百四十億円に増額されたが、その目標とした経費の五十パーセント補助には、はるかに及ばない。その結果、インフレの激化等と相まって、今年度に見られたような「史上空前」の学費値上げを呼び起こし、国・公・私立間の格差はますます拡大し、父母にとつても、学生、生徒にとつても極めて耐えがたい状況となつていく。教育・研究条件の改善もまた大きな困難に直面している。第七十五回国会では、「私立学校振興助成法」が極めて異常な形で制定されたが、私学への補助については義務付けや金額等がいまいであり、あるいは私学の自主性に対する監督と統制を強化するなど、著しく私たちの期待から外れるものとなつていく。地方財政の危機的状況は、今日、私学の公費助成の拡大にとつて極めて重大な問題であり、

国と地方の税・財政制度の抜本的改正による自治体の自主財源の充実、負担事業の改善、「超過負担」の解消、地方交付税率の引上げ、起債制度の改善等は、私学の発展にとつても欠くことのできない問題となつてきている。

第五七号 昭和五十一年一月二十八日受理
私立学校に対する財政援助に関する請願

請願者 茨城県水戸市三の丸一ノ五ノ三八

茨城県議会議員 西野恒郎

紹介議員 郡 祐一君

政府は、私立学校に対する財政援助措置を一層拡充するよう要望する。

理由

私立学校は、人件費等の増大により経営が困難となり、教育諸条件における公立学校との格差がますます拡大する傾向にあり、私立学校の父母負担の増大は憂慮すべき状況にある。限られた地方財政のもとでは、その窮状を打開することは困難である。

昭和五十一年二月十九日印刷

昭和五十一年二月二十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局